

水巻町こども計画



令和7年3月

水 巻 町

は じ め に

近年、少子化の進行による人口減少が加速する中、核家族化や地域のつながりの希薄化、貧困や児童虐待、不登校、ヤングケアラーの増加等、問題が多様化、複雑化しており、またそうした状況に拍車をかけてきたコロナ禍を経て、子どもや子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化してきました。



これまで国を挙げて幼児教育・保育の無償化や待機児童対策、児童虐待防止等、各般の施策に取り組んできましたが、それに加え、国はこども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための基本法として、令和5年4月に「こども基本法」を施行、こどもに関する取り組みや政策を強力に推進するため「こども家庭庁」を設置し、同年12月に、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ねた「こども大綱」を定めました。

当町においては、平成27年3月に「水巻町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～令和6年度）」を策定し、地域で安心して子育てができるまちづくりを目指して、子育て支援策を推進してきました。

これまでの取組を継続して推進するとともに、子どもや子育て世帯を取り巻く大きな社会変化に対応し、乳幼児期から若者世代までのライフステージに応じた切れ目のない支援の体制を構築するため、令和7年度から5年間を計画期間とする新たな計画「水巻町こども計画」を策定しました。

前計画で目指してきた「社会全体で取り組む子育て支援」を継承し、また国の示すこども大綱の理念も取り入れた「親も地域も一緒に育つ こどもまんなか社会を目指すまち みずまき」を本計画の基本理念として掲げ、今後も幅広いこども、子育て施策に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり貴重なご意見を賜りました水巻町子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力をいただいた町民の皆様や関係機関の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和7年3月

水巻町長 美浦 喜明

目 次

第1章 計画について.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 国の政策動向.....	2
3. 計画の対象.....	3
4. 計画の法的根拠と位置づけ.....	3
5. 計画の期間.....	5
6. 策定体制.....	6
第2章 こどもや若者を取り巻く現状.....	7
1. 統計データの整理.....	7
2. 子育て環境の状況.....	12
3. 第2期子ども・子育て支援事業計画の状況.....	20
4. こども・若者の意見のとりまとめ.....	22
5. 水巻町のこどもや若者を取り巻く現状に対するまとめ.....	28
第3章 計画の基本的な考え方.....	30
1. 計画の基本理念.....	30
2. 計画の基本目標.....	31
3. 施策の体系.....	32
第4章 計画の基本的な考え方.....	33
ライフステージ共通施策	
1. こども・若者の権利を守る.....	33
2. こども・若者の居場所をつくる.....	37
3. 子育て家庭の生活を支援する.....	39
ライフステージごとの施策	
1. 乳幼児期への支援.....	46
2. 児童・生徒への支援.....	49
3. 若者世代への支援.....	53
4. 妊娠出産期への支援.....	55
第5章 量の見込みと確保方策.....	57
1. 子ども・子育てに関する事業の推進.....	57
2. 提供区域の設定.....	58
3. 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	59
4. 地域こども・子育て支援事業の推進.....	63
第6章 計画の推進.....	77
1. 計画の推進体制.....	77
2. 計画の進行管理.....	77
資料編.....	78



第1章 計画について

1. 計画策定の趣旨

わが国では、これまで少子化対策として、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組や、平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」で示された取組などが展開されてきました。

さらに、この3法に基づいて平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、こどもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

このような状況の中、水巻町（以下「本町」という。）においても、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の継承を主とした「水巻町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後2期にわたって計画的な推進に取り組んできました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、本町のみならず全国的な課題となっていることに加えて、こどもや子育て家庭を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、対策が求められています。

こういった中で令和5年4月1日に施行された「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されました。これは日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神に則り、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざしたものとなっています。同年12月22日には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定されました。これは、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」をめざすもので、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

このたび策定する「水巻町こども計画」（以下「本計画」という。）は、本町の実情を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力に推進するために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」「市町村子どもの貧困対策計画」「市町村子ども・若者計画」としての内容を包含し、こどもや若者への施策・事業を一体的に策定するものです。

2. 国の政策動向

本計画においては、近年の政策動向を踏まえた内容を反映することとされています。
主な政策動向としては、以下のような内容があります。

■国の法令・計画等の動向

年	国の動向
H22（2010）	・「子ども・子育てビジョン」策定
H24（2012）	・「子ども・子育て関連3法」制定
H25（2013）	・「子どもの貧困対策に関する法律」制定
H27（2015）	・「子ども・子育て支援新制度」
H31・R元 （2019）	・「成育基本法」の施行 ※成育過程にある者等に対する横断的な視点での総合的な取組の推進
R2（2020）	・「第4次少子化社会対策大綱」策定 ・「全世代型社会保障改革の方針」決定 ・「新子育て安心プラン」公表
R3（2021）	・「母子保健法（改正）」の施行 ・「子供・若者育成支援推進大綱（第3次）」決定 ・「子ども・子育て支援法」及び「児童手当法」改正 ・「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」決定
R4（2022）	・「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」決定
R5（2023）	・こども家庭庁の発足 ・「こども基本法」の施行 ・「こども家庭庁」設置 ・「こども大綱」決定 ・「こども・子育て政策の強化について（試案）」公表
R6（2024）	・「子ども・子育て支援法」改正 ・「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」改正

3. 計画の対象

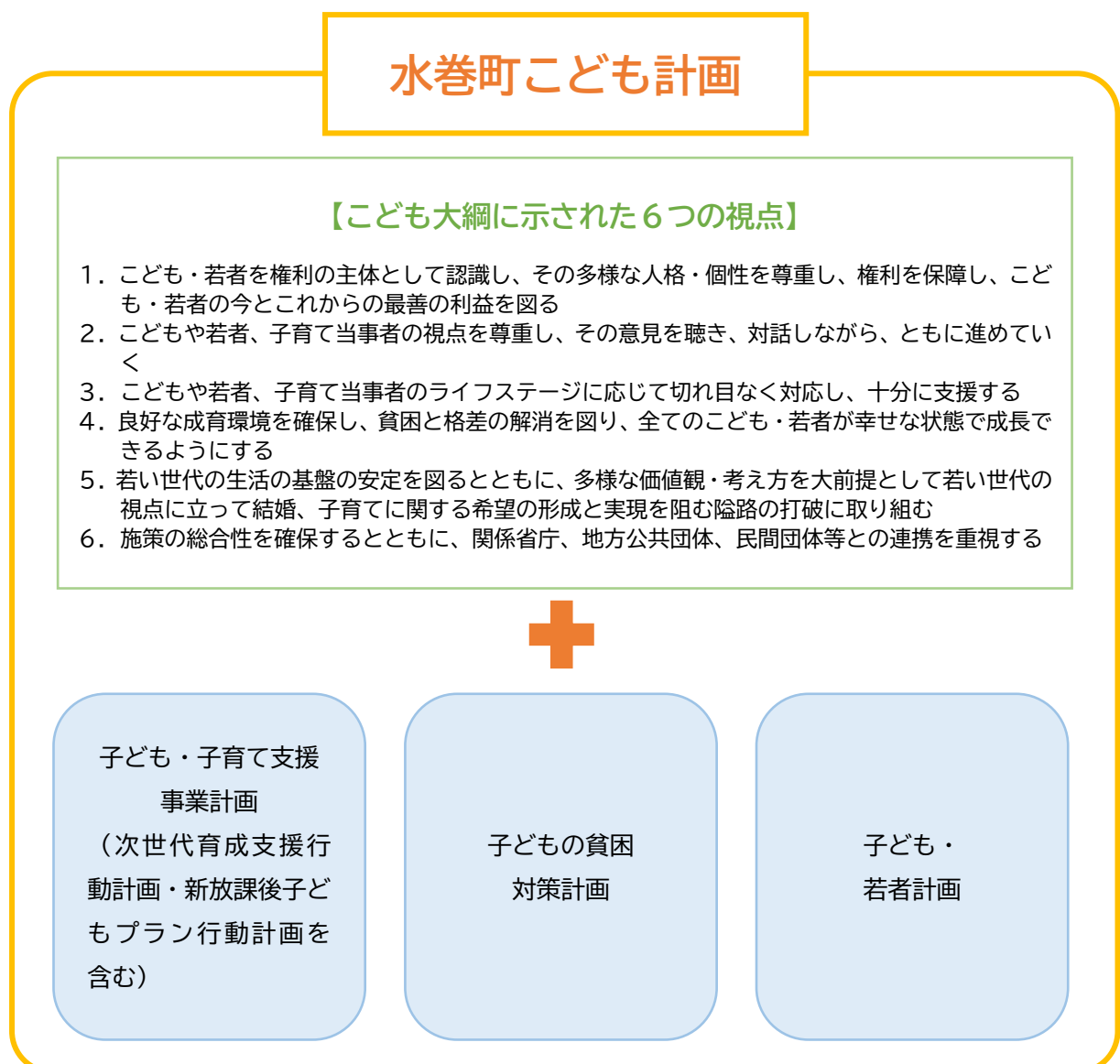
本計画の対象は、こどもから次代の親となる若者を対象とすることから、0歳～39歳の住民を対象とします。また、こどもや子育て家庭を支える家族、地域住民、事業者なども対象とした取り組みも併せて進めます。

4. 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本町におけるこども施策に関する事項を定める計画です。

また、本計画は、次のこども大綱の内容やこども施策に関連する計画等を包括するものとして策定しています。

■本計画の構成



また、本計画に記載する内容として、「子ども・子育て支援法」「こどもの貧困解消法」「子ども・若者育成支援推進法」などに記されている事項は以下の通りです。

■本計画の記載内容

水巻町こども計画

○計画記載内容

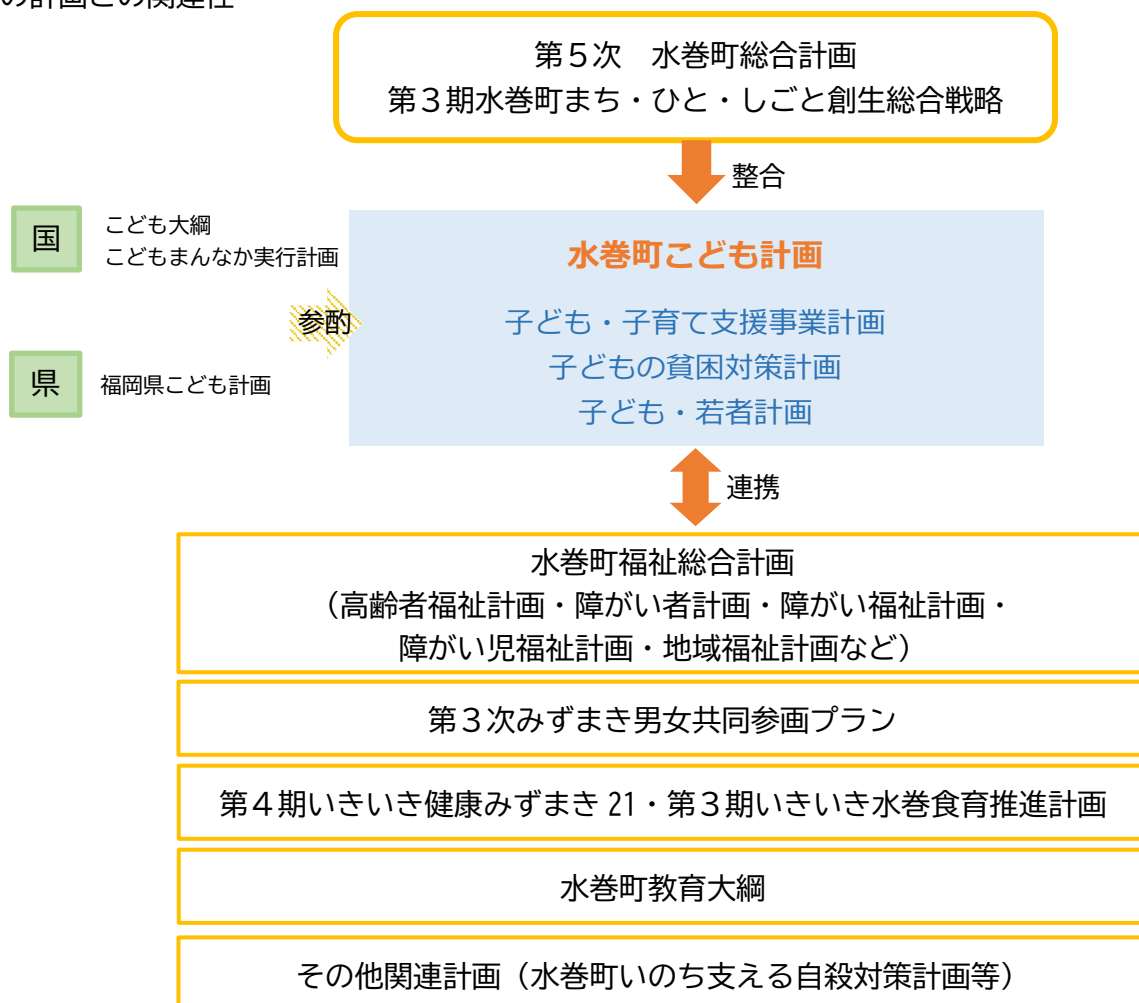
子ども・子育て支援事業計画に関する内容（子ども・子育て支援法 第61条第2項）
①教育・保育提供区域の設定
②各年度における幼児期の教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
③地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
④幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
⑤子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
子どもの貧困対策計画に関する内容（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 第10条第2項）
①子どもの貧困対策に関する基本的な方針
②子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
③教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
④子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
⑤子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項
子ども・若者計画に関する内容（子ども・若者育成支援推進法 第9条第2項）
①子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針
②子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項
③子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
④子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
⑤子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
⑥子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
⑦子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項
⑧前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項
その他関連する法令や指針に基づく内容
○次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「市町村行動計画」
○母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に定める「自立促進計画」
○新・放課後子ども総合プラン（放課後児童対策パッケージ）
○新たな児童虐待対策体制総合強化プラン
○幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）



「こども大綱」に示された6つの視点

さらに、本計画は「水巻町総合計画」を上位計画とするほか、「水巻町福祉総合計画」をはじめとした福祉・健康・医療・教育などの分野別計画と整合、連携を図りながら策定します。

■他の計画との関連性



5. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行っていきます。

■計画の期間

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期計画							
水巻町こども計画							次期計画

6. 策定体制

(1) 水巻町子ども・子育て会議

福祉・医療・保健・教育等の関係者及び子育て当事者を含めた公募の住民により構成し、本町の地域特性を生かした子育て支援を総合的・計画的に推進するため、計画案の審議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

こどもや若者の生活状況の把握や、子育てに関する生活実態、子育て支援事業のニーズの数値化等の基礎データを把握するために、就学前児童保護者、小学生児童保護者、小5中2の児童・生徒、その保護者、若者世代（16～39歳）へのアンケート調査を実施しました。

■各調査の結果概要

調 査		配布数	有効回収数	有効回収率
子ども・子育て支援ニーズ調査	就学前児童の保護者	800 件	335 件	41.9%
	小学生児童の保護者	400 件	193 件	48.3%
子どもの生活についての調査	小学5年生・中学2年生	441 件	418 件	94.8%
	小学5年生・中学2年生の保護者	441 件	379 件	85.9%
子ども・若者の生活や意識に関する調査	若者世代（16～39歳）	1,500 件	321 件	21.4%

(3) こども・若者の意見聴取の実施

こども大綱においても求められる、こども・若者当事者目線の意見を受け止め、計画に反映するために、下記のヒアリングを行いました。

■各ヒアリング調査概要

対 象	調査手法	回収数
小学生高学年～39歳までの若者	Web フォームを用いたヒアリング	56 件
保育所等の乳幼児に関わる施設	紙調査票の配布によるヒアリング	10 件

(4) パブリックコメントの実施

計画内容について、住民からの幅広い意見を収集し、最終的な意思決定を行うために、令和7年1月27日（月）から令和7年2月14日（金）まで、計画案に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

第2章 こどもや若者を取り巻く現状

1. 統計データの整理

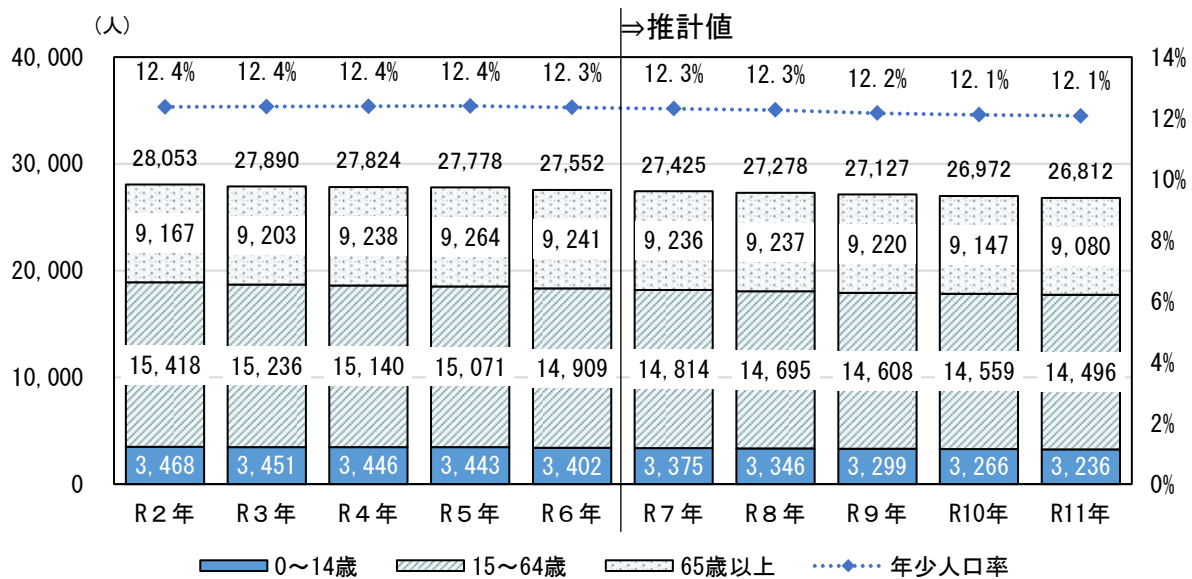
(1) 人口などの状況

①これまでの推移と今後の推計

これまでの推移と今後の推計をみると、総人口は減少傾向に転じており、令和6年には27,552人となっています。今後も徐々に減少する見込みです。

年齢3区分別でみると、年少人口も令和2年以降、減少傾向となっており、令和6年には3,402人となっています。今後も徐々に減少することが予想されています。生産年齢人口も減少傾向となっており、令和6年には14,909人となっています。今後も徐々に減少する見込みです。年少人口率は令和6年に12.3%となっており、今後も横ばいで推移する見込みです。

■年齢3区分別人口の推移と推計

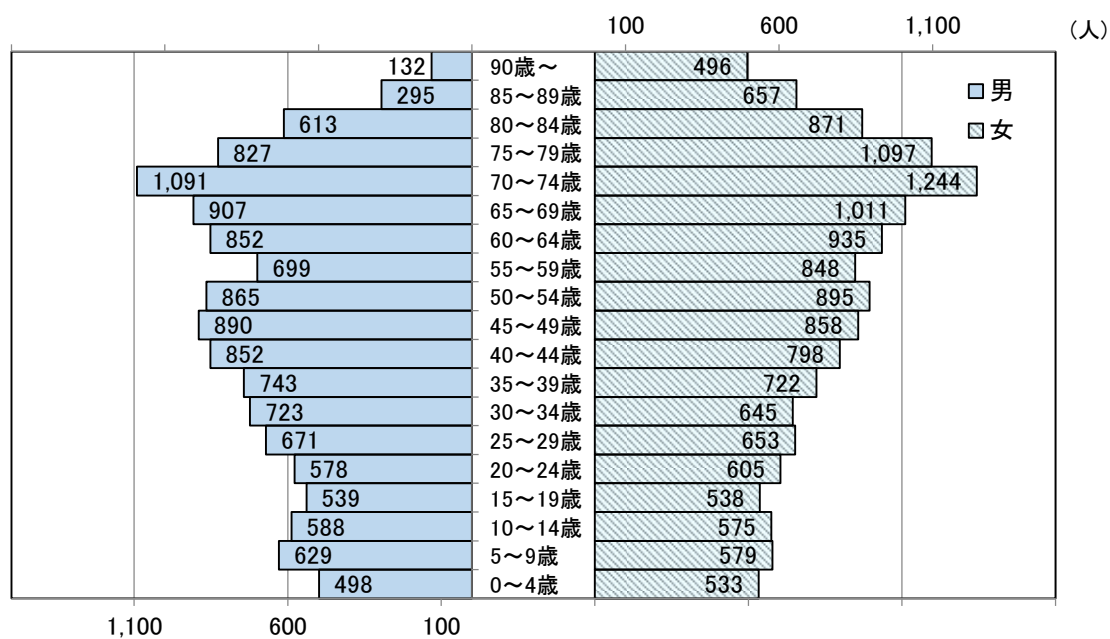


資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）、推計値は実績に基づきコーホート変化率法にて推計

②人口の構成

令和6年の人口構成比をみるといずれの性別も70～74歳が最も多く、30歳未満は少ない傾向にあります。特に15～19歳の人口が少なく、高校卒業後、進学や就職で転出する人が多いことがうかがえます。

■人口の構成



資料：住民基本台帳（令和6年3月末日現在）

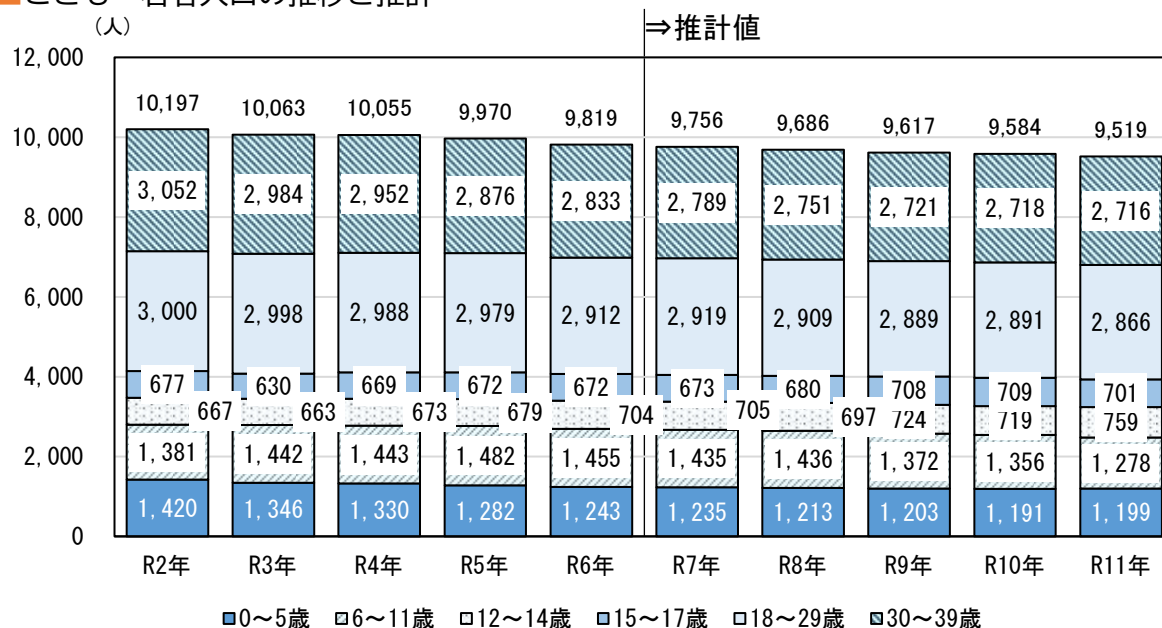


(2) こども・若者人口の推移と推計

こども・若者の人口の推移と推計をみると総数は減少傾向に転じており、令和6年には9,819人となっています。今後も徐々に減少する見込みです。

年齢別でみると、特に0～5歳の減少が加速しているほか、30～39歳も減少幅が多くなっていることがうかがえます。

こども・若者人口の推移と推計

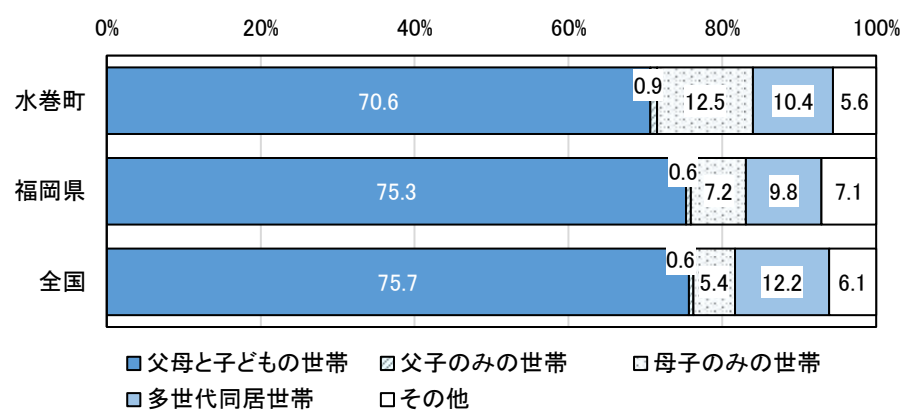


資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）、推計値は実績に基づきコーホート変化率法にて推計

(3) 0～17歳のこどもがいる世帯の類型

0～17歳のこどもがいる世帯の類型をみると、国や県と比べて母子のみの世帯が多く、父母とこどもの世帯の割合が少ない傾向にあります。また、国と比べると多世代同居世帯が少ない傾向にあります。

0～17歳のこどもがいる世帯の類型の比較

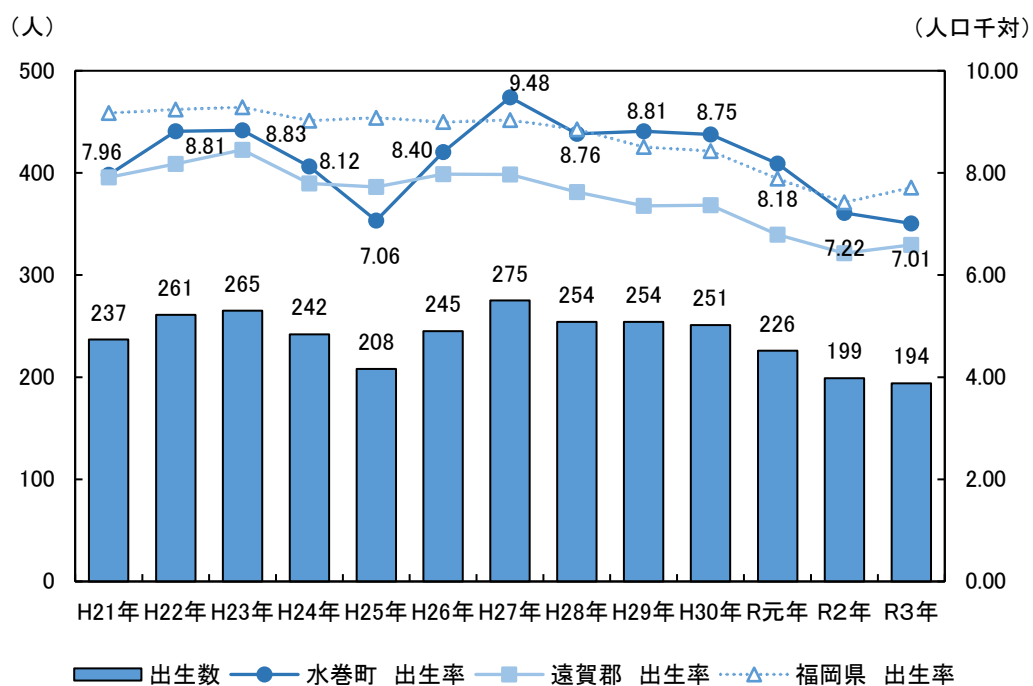


資料：国勢調査

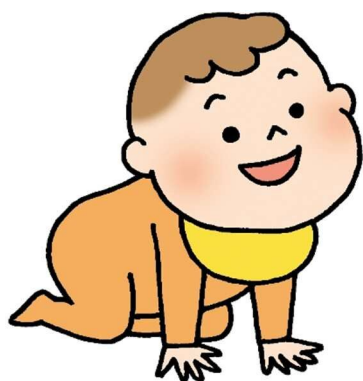
(4) 出生数・出生率の推移

出生数・出生率の推移をみると、出生数は減少傾向にあります。出生率についても、平成27年をピークに減少傾向となっていますが、遠賀郡の出生率よりは高い傾向にあります。しかし、県と比較すると令和2年以降下回っています。

■出生数・出生率の推移



資料：福岡県人口動態統計

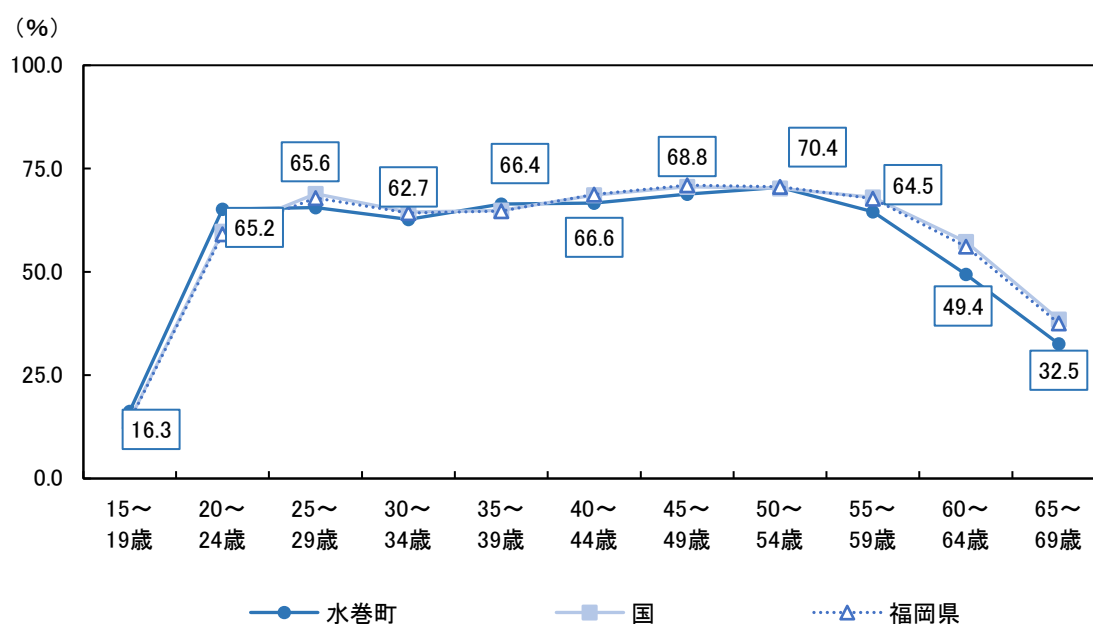


(5) 女性の年齢階層別就業率

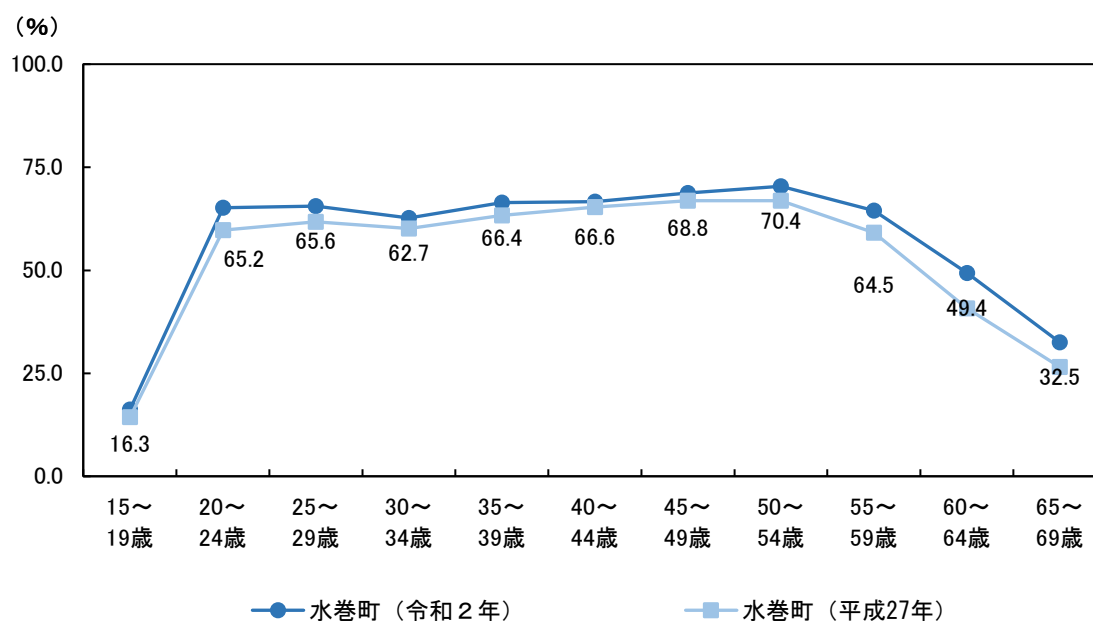
女性の年齢階層別就業率をみると、国や県と同様の「M字カーブ」を描いています。また、20～24 歳の就業率は国や県より高いものの、それ以降の 25～34 歳の女性の就業率は国や県より低くなっています。

平成 27 年と比較すると、すべての年齢層において令和 2 年の労働力率が上回っており、特に 20 歳代の増加ポイントが高くなっています。

■女性の年齢別階層就業率の国・県との比較



■女性の年齢別階層就業率の経年比較



資料：国勢調査

2. 子育て環境の状況

(1) 幼稚園の状況

本町には、1か所の私立幼稚園があります。私立幼稚園では、18時までの預かり保育、未就園児を対象としたプレ保育を実施しています。

■幼稚園一覧

(単位：人)

経営	施設名	預かり保育	定員
宗教法人	水巻聖母幼稚園	○	90

資料：水巻町（令和6年4月1日現在）

(2) 保育所の状況

本町には、5か所の認可保育所（公立1か所、私立4か所）と1か所の小規模保育事業所があります。すべての保育所で、19時までの延長保育、一部を除く保育所では障がい児保育も実施しています。一時預かり保育は、水巻町第二保育所と水巻吉田保育園で実施しています。

■認可保育所一覧

(単位：人)

経営	施設名	受入年齢	延長保育	障がい児保育	一時預かり保育	休日保育	定員
社会福祉法人	水巻第一保育所	3か月～小学校就学前	○	○	×	×	80
	水巻吉田保育園	2か月～小学校就学前	○	○	○	×	120
	水巻北保育所	4か月～小学校就学前	○	×	×	×	60
	水巻みなみ保育所	4か月～小学校就学前	○	○	×	×	70
水巻町	水巻町第二保育所	3か月～小学校就学前	○	○	○	○	110
株式会社	じぶんみらい 保育園 水巻	4か月～2歳児 (小規模保育事業)	○	×	×	×	19
合計							459

資料：水巻町（令和6年4月1日現在）

休日保育の対象児は町内の教育・
保育施設に通うこども

(3) 認定こども園の状況

本町には、幼保連携型の認定こども園が2か所、保育所型の認定こども園が1か所あります。保育所部分では、19時までの延長保育、障がい児保育を実施しています。幼稚園部分では、幼稚園同様に、18時までの預かり保育、未就園児を対象としたプレ保育を実施しています。

■認定こども園一覧

(単位:人)

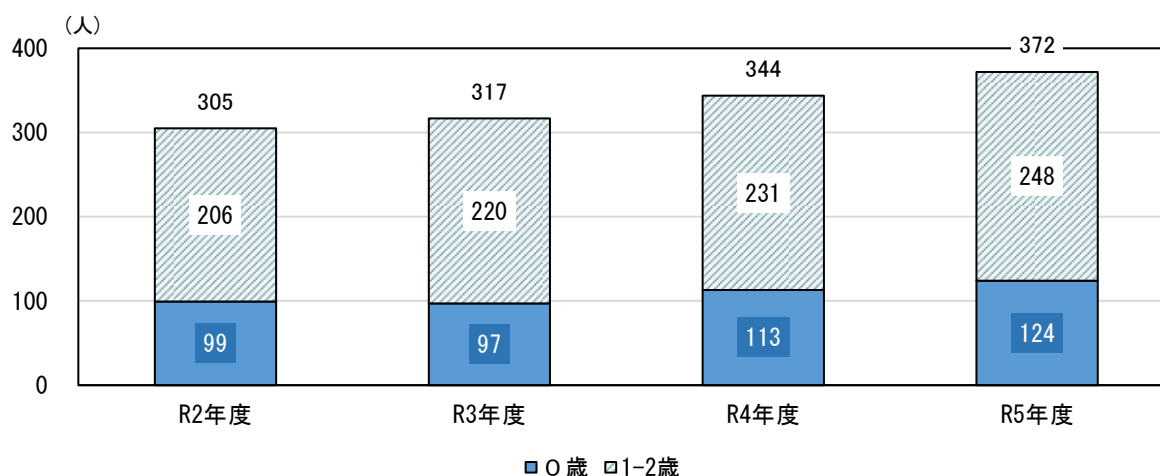
経営	施設名	保育所部分						幼稚園部分	
		受入年齢	延長保育	障がい児保育	一時預かり保育	休日保育	定員	預かり保育	定員
学校法人	認定こども園 水巻幼稚園	6か月～ 小学校就学前	○	○	×	×	78	○	70
	認定こども園 水巻中央幼稚園	6か月～ 小学校就学前	○	○	×	×	80	○	120
株式会社	水巻さくらんぼ認定こども園	4か月～ 小学校就学前	○	×	×	×	20	○	15
合計									
							178		205

資料：水巻町（令和6年4月1日現在）

(4) 3号認定者数の推移（0～2歳）

3号認定者数の推移をみると、0歳、1～2歳ともに年々増加しており、3号認定は増えています。

■3号認定者数の推移

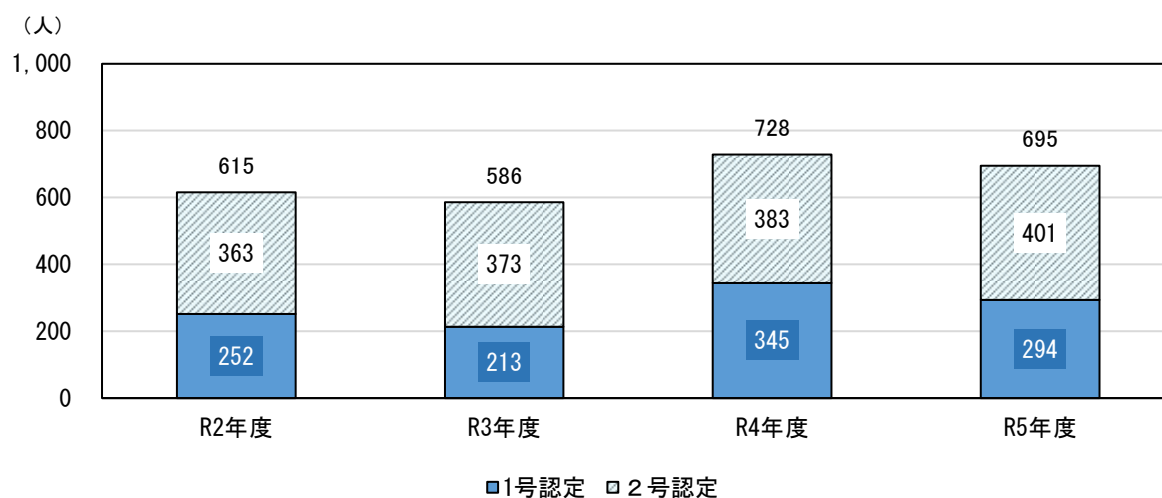


資料：水巻町（各年度3月末日現在）

(5) 1・2号認定者数の推移(3～5歳)

1・2号認定者数の推移をみると、1号認定はR4年度以降減少傾向、2号認定は増加傾向となっています。

1、2号認定者数の推移



資料：水巻町（各年度3月末日現在）

※認定区分の説明

1～3号認定はそれぞれ以下の表のとおりに分類され、認定に応じて、各施設を利用することができます。なお保育の必要性については、保護者の就労時間に応じて決められます。

認定区分		提供施設
1号認定	3～5歳、保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業



（６）延長保育事業の利用状況

延長保育事業は、すべての保育所（６か所）、認定こども園（３か所）で実施しています。近年は、利用者が増加傾向にあります。

■延長保育事業の利用状況

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
水巻北保育所	7	12	9	21
水巻第一保育所	57	57	46	49
水巻吉田保育園	57	58	64	57
水巻みなみ保育所	37	41	33	40
水巻町第二保育所	68	64	78	74
認定こども園水巻幼稚園	33	40	45	46
認定こども園水巻中央幼稚園	17	23	44	48
じぶんみらい保育園水巻			7	11
水巻さくらんぼこども園			4	6
合計	276	295	330	352

資料：水巻町

（７）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用状況

放課後児童クラブは、すべての小学校に設置されています。利用者は学年により多少の差はありますが横ばいで推移しています。

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用状況

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
猪熊児童クラブ	55	64	53	49
杣児童クラブ	24	34	27	21
頃末児童クラブ	52	61	51	58
伊左座児童クラブ	91	94	93	92
吉田児童クラブ	31	31	28	32
合計	253	284	252	252

資料：水巻町

(8) 子育て短期支援事業の利用状況

近隣にある乳児院（0歳～1歳）、児童養護施設（2歳以上）への委託により実施しています。令和4年度に急激に利用者が増加しましたが、令和5年度には11人と減少傾向にあります。

■子育て短期支援事業の利用状況

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳～1歳	0	0	0	3
2歳以上	8	18	34	8
合計	8	18	34	11

資料：水巻町

(9) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）の利用状況

本町では、2か所の子育て支援センターがあり、センターでは、子育てに関する相談や情報提供、イベントの開催など、様々な取組を行っています。子育て支援センターの利用状況をみると、コロナ禍で一時利用が減少していましたが、近年は回復し、増加傾向にあります。

■地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）の利用状況

（単位：人回）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
水巻吉田保育園 （ゆめらんど）	379	331	1,071	1,184
水巻町第二保育所 （子育て支援センター）	1,090	832	1,356	1,611
合計	1,469	1,163	2,427	2,795

資料：水巻町

(10) 一時預かり事業（保育所の一時預かり）の利用状況

吉田保育園、第二保育所のほか、ファミリー・サポート・センター事業による一時預かりを実施しています。ファミリー・サポート・センター事業については、会員登録はありますが、利用には至りませんでした。近年は、保育所の一時預かり事業の利用は増加傾向にあります。

■一時預かり事業（保育所の一時預かり）の利用状況 (単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
水巻吉田保育園	700	883	598	848
水巻町第二保育所	949	1,329	1,000	1,450
ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童）	0	0	0	0
合計	1,649	2,212	1,598	2,298

資料：水巻町

(11) 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）の利用状況

町内のこどもが通園する幼稚園と認定こども園で実施しています。近年は、幼稚園の預かり保育の利用は増加傾向にあります。

■一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）の利用状況 (単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）	7,825	7,280	6,408	8,155

資料：水巻町

※令和5年度は私学助成（預かり保育推進事業分）として水巻幼稚園・中央幼稚園分の利用を含む。

(12) 病児・病後児保育事業の利用状況

中間市と遠賀郡4町で遠賀中間医師会が運営する病院に委託し、実施しています。病児または病気回復期にある児童（生後4か月～小学校6年生）を対象として、院内の病児・病後児保育室「ぞうさんルーム」で保育を行っています。近年は利用者が増加傾向にあります。

■病児・病後児保育事業の利用状況

(単位:人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
病児・病後児保育室 「ぞうさんルーム」	17	95	48	60

資料:水巻町

(13) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の利用状況

小学生がいる子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい人（おねがい会員）と育児の援助を行いたい人（まかせて会員）との相互援助活動を行っています。第二保育所内にある子育て支援センターで事業を実施しており、令和5年度に利用がありました。

■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の利用状況

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ファミリー・サポート・センター事業（就学児童）	0	0	0	3

資料:水巻町

(14) 利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）の状況

保健師が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談に応じ、情報提供や関係機関と協力して切れ目ない支援を行う事業です。平成29年度より、利用者支援事業（母子保健型）として、事業を実施しています。

■利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）の状況

(単位:か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者支援事業	1	1	1	1

資料:水巻町

(15) 乳児家庭全戸訪問事業の状況

保健師・助産師が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児や母親の健康状態の把握、情報提供や指導・助言を行っています。

■乳児家庭全戸訪問事業の状況

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳児家庭全戸訪問事業	177	172	180	201

資料：水巻町

(16) 養育支援訪問事業の状況

保健師や相談員が子育てに対して不安や孤立感等の抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要な家庭を訪問し、助言や支援を行っています。

■健康課による実施状況

(単位：世帯)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養育支援訪問事業	35	22	25	28

■子育て支援課 児童少年相談センターによる実施状況

(単位：世帯)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養育支援訪問事業	11	20	12	10

資料：水巻町

(17) 妊婦健康診査事業の状況

妊婦の母体の健康維持と胎児の健やかな発育を促すため、妊婦の健康診査を実施し、健康状態の把握、検査計測、保健指導を行っています。

■妊婦健康診査事業の状況

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人数	212	198	197	191
延べ人数	2,571	2,244	2,229	2,242

資料：水巻町

3. 第2期子ども・子育て支援事業計画の状況

第2期計画の計画見込み量に対する実績は以下になります。見込みよりもニーズが過大に出ている事業もあります。そのため、本計画では実績を勘案しながら見込みを設定する必要があります。

前計画の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育・保育					
1号認定 単位：人					
計画	452	440	427	410	397
実績	252	213	345	294	
2号認定 単位：人					
計画	319	312	300	291	281
実績	363	373	383	401	
3号認定（0歳） 単位：人					
計画	81	79	78	76	76
実績	99	97	113	124	
3号認定（1歳・2歳） 単位：人					
計画	225	216	229	224	221
実績	206	220	231	248	
地域子ども・子育て支援事業					
延長保育事業 単位：人					
計画	273	265	265	257	251
実績	276	295	330	352	
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 単位：人					
計画	273	291	286	296	298
実績	253	284	252	252	
子育て短期支援事業 単位：人日					
計画	36	34	34	34	32
実績	8	18	34	11	
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業） 単位：人回					
計画	12,125	12,005	12,485	12,536	12,571
実績	1,469	1,163	2,427	2,795	
一時預かり事業（保育所の一時預かり） 単位：人日					
計画	3,218	3,134	3,115	3,033	2,957
実績	1,649	2,212	1,598	2,298	
一時預かり事業（幼稚園の預かり保育） 単位：人日					
計画	10,235	10,011	9,628	9,311	9,007
実績	7,825	7,280	6,408	8,155	

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病児・病後児保育事業 単位：人日					
計画	106	104	103	100	98
実績	17	95	48	60	
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 単位：人					
計画	20	20	20	20	20
実績	0	0	0	3	
利用者支援事業（子育て世代包括支援センター） 単位：箇所					
計画	1	1	1	1	1
実績	1	1	1	1	
乳児家庭全戸訪問事業 単位：人					
計画	210	210	210	210	210
実績	177	172	180	201	
養育支援訪問事業 単位：世帯					
計画	45	45	50	50	50
実績	46	42	37	38	
妊婦健康診査 単位：人					
計画	240	240	240	240	240
実績	212	198	197	191	
(参考) 出生数 4月1日時点 の0歳児人口	213	202	188	184	199



4. こども・若者の意見のとりまとめ

(1) 各種調査の概要

本計画の策定にあたり、子育て世帯やこどもたちが、普段どのように生活を送っているのかや、子育てするうえでどのようなことを望んでいるのかを把握するために、2種類のアンケート調査を実施しました。

また、こども大綱にてこども・若者たち自身の意見を聴取し、それを計画に反映することも求められていることから、町内に住む小学生～若者世代に向けて、広く意見を聞くWEBフォームの開設と、普段こどもたちと関わる団体の方の意見を収集しました。なお、各種調査の概要については以下の通りです。

① ニーズ調査

	就学前児童保護者調査	就学児童保護者調査
調査対象者	就学前児童の保護者	就学児童の保護者
調査期間	令和6年6月19日(水) ～7月3日(水)	令和6年6月19日(水) ～7月3日(水)
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式及びWEB回答方式	郵送配布・郵送回収による本人記入方式及びWEB回答方式
配布数	800件	400件
回収数(率)	335件(41.9%)	193件(48.3%)

② 生活状況調査

	保護者調査	小中学生調査
調査対象者	小学5年の児童・中学2年の生徒の保護者	小学5年の児童・中学2年の生徒
調査期間	令和6年6月19日(水) ～7月3日(水)	令和6年6月19日(水) ～7月3日(水)
調査方法	学校配布・学校回収による本人記入方式	学校配布・学校回収による本人記入方式
配布数	441件	441件
回収数(率)	418件(94.8%)	379件(85.9%)

③こども・若者調査

	こども・若者調査
調査対象者	町内在住の高校生から若者世代（39 歳までの方）
調査期間	令和 6 年 6 月 19 日（水）～7 月 3 日（水）
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式及びWE B 回答方式
配布数	1,500 件
回収数（率）	321 件（21.4%）

④WE B アンケート

	Web アンケート
調査対象者	町内の小学生、中学生、高校生以上の若者（～39 歳まで）
調査期間	令和 6 年 7 月 19 日（金）～8 月 19 日（月）
調査方法	WE B 回答方式
回収数	小学生：12 件 中学生：6 件 若者：38 件 合計：56 件

⑤団体ヒアリング

	団体ヒアリング
調査対象者	町内の幼稚園・保育園・認定こども園
調査期間	令和 6 年 8 月 2 日（金）～8 月 20 日（火）
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式
回収数	10 件（配布数 10 件：回収率 100.0%）



（２）各種調査から見た住民や子どもからの意見・ニーズ

①「こどもの権利」に関する意見・ニーズ

- ・アンケート調査において「こどもの権利」について尋ねたところ、内容まで知っている人は１割程度であり、まだまだ浸透していないことがわかります。一方で、各種権利が守られているかについては、概ね守られていると考える人が多く、子どもたちにとっても安心して暮らせる環境、社会と関われる環境が形成されていると考えられます。
- ・ニーズ調査の自由回答では、「こどもを一人にしてしまう不安」や「こどものしたいことを自由にさせることの難しさ」などに対する意見があがっており、チルドレンファーストやこどもまんなかという考えが徐々に浸透していることがうかがえます。
- ・生活状況調査において、自分に自信があると思うこどもが「あてはまる」「どちらかというところ」の合計で５割程度となっており、自己肯定感を持ちづらいこどもも多くなっています。
- ・こどもの抱える悩みとしては、「勉強」「将来」「自分のこと（外見や体型など）」などが高くなっています。一方で、そういった悩みを誰にも相談しないこどもも２割程度おり、悩みを抱えがちになってしまっているこどもがいることがうかがえます。
- ・こどもの家での家族や親せきのお世話の状況についてみると、大人のお世話をしているこどもも一定数いるほか、毎日きょうだいのお世話をしているこどももあり、ヤングケアラーの恐れがあるこどもたちも散見されるようになっていきます。
- ・WEB アンケートでは、自分たちの意見を聞いてほしいと考えるこどもや若者も一定数みられ、こどもが意見を表明できる環境形成が望まれています。
- ・団体ヒアリングにおいても、一部虐待やヤングケアラーの恐れがあるこどもがいるという回答が見受けられ、今後はそういった境遇にあるこどもたちの早期発見と適切な支援への接続のための体制強化が求められています。

②「こどもをとりまく環境」に関する意見・ニーズ

- ・ニーズ調査において、放課後児童クラブの利用ニーズは就学前児童の保護者が６割となっており、就学児保護者に聞く放課後児童クラブの利用状況が３割程度となっています。前回と比較すると同程度の状況となっており、引き続きある程度のニーズがあることがうかがえます。
- ・こどもの遊び場所としてあったらよいと思うものとしては、「雨の日や冬期間でも遊ぶことができる屋内施設」「遊具が充実している大きな公園」といったこどもたちが思い切り体を動かせる場所のニーズが高くなっています。

- ・今後充実してほしい子育て支援として「子連れでも出かけやすく、楽しめるイベントの機会がほしい」「こどもや親子が安心して集まり、遊べる場をつくってほしい」が上位に来るなど、「こどもたちの遊び場所」を求める声が多くなっており、こういった環境の充実が重要となっています。
- ・生活状況調査において、家や学校以外に安心して過ごせる居場所があるかを聞くと、「ある」と回答した人は半数程度となっています。安心して過ごせる居場所については「学習塾や習い事の施設」や「図書館」が高いほか、その他回答として、「親戚の家」「公園」などがあげられています。
- ・若者調査において、ほっとできる居場所や居心地の良い居場所があるかどうかを聞くと、「自分の部屋」「家庭」が高くなっており、「学校」「職場」は相対的に低くなっています。
- ・WEB アンケートにおいて、放課後などで過ごす場所として、遊具が充実していたり、体を動かせる広い公園が欲しいという意見が多くあがっており、こどもたちからもそういった居場所のニーズがあることがわかります。

③「こどもや子育て世帯の生活」に関する意見・ニーズ

- ・ニーズ調査において、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が2割程度、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が7割程度と、親族を頼ることができる人が非常に多くなっています。
- ・地域の子育て環境に満足しているかをみると、「満足している」は2割程度、「まあ満足している」は6割程度となっています。不満を抱えている人は少ないものの、より満足度の向上を目指して支援に取り組むことが重要です。
- ・生活状況調査において、等価可処分所得が低い家庭において経済的にできないこととしては「おこづかいを渡す」や「旅行に行く」、「習い事や塾へ通わせる」などが比較的多くなっています。また、そういった世帯では光熱費の支払いが滞ったり、児童扶養手当などの制度を利用した経験も多く見受けられ、経済的な支援が望まれています。
- ・等価可処分所得が低い家庭においては、こどもの進学に対しても差が出ており、こどもも保護者も「高校」まで通ってその後は就職する意向が高くなっています。一方で、保護者に比べるとこどもは「大学」まで通いたいという意向が高くなっており、そういった進学希望者に対する支援が必要と考えられます。
- ・若者調査において、こどもが健やかに生まれ育つ環境づくりを進めていく上で、水巻町としてはどのようなことに力を入れるべきかについて、「子育ての経済的負担の軽減」があげられており、広く経済的な不安を取り除くことが重要だと考える若い世代が多くなっています。

- ・WEB アンケートにおいて、特に若者世代からは経済的な支援を望む声が多くあがっており、今後町内で子育てをする人を増やしていくためにも経済的な支援の充実が必要です。
- ・団体ヒアリングにおいて、ひとり親家庭のこどもや経済的に困窮している家庭のこどもの家庭環境が気になるという意見が多くあがっており、幼稚園や保育園、認定こども園と連携したひとり親・こどもの貧困への支援や、虐待防止の取り組みが必要です。
- ・発達に遅れの見られるこどもについても意見が多くあがっており、障がい福祉や医療の関係機関と連携した早期対応のための体制づくりが求められています。

④「切れ目のない支援」に関する意見・ニーズ

- ・ニーズ調査において、未就学児の母親のフルタイムでの就労者が前回調査と比べて10ポイント程度増加しており、働く母親がますます増加していることがうかがえます。
- ・未就学児の保護者からの保育所や認定こども園の利用希望者が、前回調査と比べて増加傾向となっており、幼稚園の利用希望者が減少傾向となっています。保育ニーズについては、今後も増加し続けることが予想されます。
- ・「こすもす相談など、いきいきほーるの相談サービス」「病児・病後児保育室（ぞうさんルーム）」などの利用希望者が前回調査と比べて増加傾向にあります。
- ・土曜日の保育については「月1～2回は利用したい」意向が前回調査と比べて高くなっており、「毎週利用したい」と合わせると半数以上の利用希望があります。一方で、日曜日・祝日の利用希望は前回調査より高くはなっているものの、「利用する必要はない」が7割程度と一部のニーズにとどまっていることがうかがえます。
- ・育児休暇の取得状況は母親・父親ともに増加傾向にあります。一方で、父親は会社の理解や収入面から取得できない人が多いことや、母親は退職してしまう人が多いことから、育児を取りやすい環境の形成は今後も引き続き重要と考えられます。
- ・今後期待する町の支援として「保育園や幼稚園など子育てにかかる費用負担を軽減してほしい」が最も高くなっています。
- ・ニーズ調査の自由回答では、「こどもへの対応やしつけに関する悩みや不安」や「こどもの世話と自分の時間の確保のバランス」などについて多くの意見があがっており、こどものみならず保護者へのケアの重要性が高まっていることがうかがえます。
- ・生活状況調査において、一部のこどもたちは朝食を取らなかったり、規則正しい生活習慣を送れていないこどもも見受けられ、親子ともに健康維持に関する意識啓発が重要と考えられます。

- ・若者調査において、社会生活や日常生活を送ることができなかった経験があったかを聞くと、「今までに経験があった（または、現在ある）」「どちらかといえば、あった（ある）」と回答した人が半数程度と多くなっています。理由をみると「人付き合いの苦手さ」や「学校でのいじめ」「人間関係の不和」「ハラスメントを受けた」などがあがっており、こういった環境の改善によって、社会とつながりを持ちたくないとする人を減らすことが重要です。
- ・若者の結婚意向を見ると、現在結婚をしていない人の内4割程度は結婚したいと考えていますが、2割程度は結婚したくないと考えています。また、こどもを持ちたいかについて聞くと、「こどもを持ちたいと思う」が7割程度、「こどもを持ちたいと思わない」が1割程度となっています。結婚をする・しないという選択が自由な社会になってはいますが、引き続き若者が結婚・出産をしたいと思える社会形成に努める必要があります。
- ・団体ヒアリングにおいて、幼稚園・保育園・認定こども園の現場における人手不足や、雑務の多さによる保育の質の担保ができない現象などがあげられています。保育人材の確保は全国的に課題となっていますが、現場の負担を少しでも軽減しつつ、保育人材の確保を進めることで、保育の質の向上を図る必要があります。



5. 水巻町のこどもや若者を取り巻く現状に対するまとめ

(1) こども・若者の権利について

「こども基本法」「こども大綱」において、「こどもの権利」を守ることは、今後の社会形成やまちづくりにおいても最も重要とされています。そのような状況の中で、こどもや若者、子育て世帯を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、抱える悩みや課題も複雑化しています。

また、こどもたちが自分の意見をしっかり発信し、それを周囲の大人たちが受け止められる環境を作ることも、「こどもの権利」を守るうえで欠かせなくなっています。

本町においても、こういった考えが少しずつ浸透はしていますが、まだまだすべての住民に広がってはならず、またこどもたち自身も自分の意見を言える環境を求めており、今後の子育て支援、若者支援を進めるうえで、最初に考えなければならないポイントと言えます。

これらの状況を踏まえ、こども・若者に対する支援の根底にあることとして、こどもや若者の権利を保持するために、この考え方の普及啓発や、実際に権利侵害にあっているこどもたちを守る取り組み、そしてこどもたちの意見表明に関する施策を進めていきます。

(2) こども・若者の居場所について

これまでもこどもたちの遊び場などを求める声は多く上がっていましたが、今回も同じようにこどもたちが安心して思い切り遊べる場所というものはこどもからも保護者からも挙げられています。

一方で、何かしらの要因で家庭や学校を居場所とすることができないこどもたちも見受けられ、こういったこどもたちは、自分が安心して過ごすことができる環境を失い、非常に苦しい思いをしていることもうかがえます。

また、若者世代については、コロナ禍の影響などもあり、社会的につながりが薄くなっていることもあり、こういったつながりを求めている声もあがっています。

これらの状況から、これまでの「こどもの遊び場」という意味での居場所から、「こどもたちが安心して過ごせる場所」という意味の居場所づくりに考え方がシフトしており、今後は、そういった意味での居場所づくりを推進する必要があります。そのためには、こどもたちがなぜそういった居場所を求めるのかという要因も受け止めながら、こどもたちが楽しく、安心して過ごせる空間や環境を形成していきます。

(3) こども・若者の生活について

子育て世帯は比較的地域のつながりを持たないことも多くなっており、様々な悩みを世帯で抱え込みがちになってしまうことも多くなっています。また、発達の遅れやこどもの貧困、虐待などの課題も多くなっており、これらへの対応が社会的にも求められるようになっていきます。

特に子育て世帯が本町で子育てをする際に求めているものとして経済的な支援は比較的多くの意見があがっており、周囲の自治体と比べて子育てをするために選んでもらえるまちとなるには、こういった施策についても注力が必要と考えられます。

様々な悩みや不安、課題を受け止め適切に支援につなげる体制を構築しながら、「子育てしやすいまち」とこどもや若者から感じてもらえるような子育て支援環境を目指します。

(4) 乳幼児期～若者世代までの切れ目のない支援について

「子育て」といっても、ライフステージにより心配や悩みは様々です。そして、こどもが成長し若者となった次には、「次代の親」としてどうすべきなのかという悩みも生じます。この乳幼児期から次代の親になるまでの間を切れ目なく支援していくことこそが、「子育て支援」として重要です。

また、「こども大綱」においても、本計画において「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」ことが重要とされており、それぞれのタイミングでこういった保健・福祉・教育の取り組みをするのかを明確に整理し、展開していくことが求められています。

特に、本町においては保育ニーズの増加が懸念され、幼稚園・保育園・認定こども園の拡充に努める必要があるほか、病児・病後児保育などの預かりサービスについてもニーズに対応できる環境づくりが必要となっています。

さらに、小学生～高校生にかけては切れ目なく教育を展開し、就学・就職に向けてこどもたちが様々な選択を取れる基盤づくりが求められています。

若者世代・次代の親という部分では、自分たちが親になることへの不安を抱えている人も多く、こういった支援があるのかもわからないということも少なくないため、そういった人々を支援につなぎ支えられる環境づくりが必要です。

こういったそれぞれの年代において抱える不安や悩みに寄り添い、ライフステージごとに注力すべき点を上手く展開できるよう、計画として体系立てて推進します。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

これまで、本町では平成27年3月に策定した「すくすく・のびのび子育てプラン（水巻町子ども・子育て支援事業計画）」で、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と業務の円滑な実施を図り、「社会全体で取り組む子育て支援」を目指し、「明日へはばたくこどもたちを、地域みんなで育むまち『みずまき』」を基本理念として掲げ、これまでの計画にて、その基本理念を継承してきました。

そのような中で、こども大綱などに示されたように国では「こどもまんなか社会」を目指すことを掲げ、こども・若者を当事者の目線も含みながら、一元的に支える方針を打ち出しました。本町においても、この流れを汲みながら、こどもも若者も親も皆が夢を育み、笑顔で過ごせるまちを目指していく必要があります。

そういった背景を踏まえ、本計画では計画の基本理念を以下のように設定し、こども施策に取り組んでいきます。

<基本理念>

親も地域も一緒に育つ

こどもまんなか社会を目指すまち みずまき



2. 計画の基本目標

基本理念の実現を目指すために、以下の基本目標を掲げて施策を推進します。

(1) ライフステージ共通施策

1. こども・若者の権利を守る

「こども基本法」及び「こども大綱」においては「こどもの権利」の保障が最重要項目として掲げられ、すべてのこどもや若者たちが健やかに育つことができる「こどもまんなか社会」を目指すこととしています。一方で、「こどもの権利」に対する認知が進んでいない部分もあるほか、それとあわせて国が進める「こどもの意見表明」に関しても周知をしていくことが求められています。こういった背景を踏まえて、こどもや若者の権利が守られ、自らの意見を表明することができる環境形成を目指します。

2. こども・若者の居場所をつくる

「こども大綱」において、家庭でも学校でもない第3の居場所としての「こどもの居場所」づくりが重視されています。こどもや若者が安心して過ごせたり、勉強ができた、交流や体験ができる場所をつくり、豊かな感性を育めるような居場所づくりに取り組みます。

3. 子育て家庭の生活を支援する

子育て家庭が抱える問題は多様化しており、経済的な問題から保健・福祉的な問題、また近年ではヤングケアラーのように様々な要因が複合化したような問題も生まれています。そういった様々な問題を取り巻く子育て家庭が安心して暮らせるよう生活の支援をできる体制整備に努めます。

(2) ライフステージごとの施策

(乳幼児期から児童・生徒、若者世代、妊娠出産期それぞれへの支援)

これまでの子育て支援の取り組みにおいても「切れ目のない支援」は重要な項目であり、乳幼児期から小学生、その後、次代の親になるまで伴走できるよう、切れ目なく保健・福祉の取り組みを進めるため支援体制を構築します。

また、教育分野においても保育園・認定こども園から小学校、小学校から中学校への接続などが重要視されており、保健・福祉・教育の取り組みはライフステージに応じて適切な支援を行い、切れ目のない支援体制の構築をします。

3. 施策の体系

基本目標に基づき、本計画では以下のように施策を展開し、こども・若者への支援を行います。

≪基本理念≫ 親も地域も一緒に育つ こどもまんなか社会を目指すまち みずまき	基本目標		基本施策
	ライフステージ共通施策	1. こども・若者の権利を守る	(1) 「こどもの権利」の理解促進 (2) こどもの意見表明 (3) こどもの命を守る取り組み (4) ヤングケアラー・性的マイノリティ・外国人のこども等への支援
		2. こども・若者の居場所をつくる	(1) 多様な遊びや体験、社会参画の推進 (2) こどもや若者の居場所づくり
		3. 子育て家庭の生活を支援する	(1) 子育て世帯への経済的支援 (2) 家族・地域とともにこどもを育む環境づくり (3) 児童虐待の防止 (4) こどもの貧困の解消 (5) ひとり親家庭への支援 (6) 障がいのあるこども・若者への支援
	ライフステージごとの施策	1. 乳幼児期への支援	(1) 乳幼児の健康保持 (2) 育児への支援 (3) 幼児教育・保育環境の充実
		2. 児童・生徒への支援	(1) 児童・生徒の健康保持 (2) 学校教育の充実と環境整備 (3) 学校外での活動に対する支援 (4) 不登校・ひきこもり等に対する支援
		3. 若者世代への支援	(1) 高等教育の充実と環境整備 (2) 社会参画に対する支援 (3) 若い世代の生活の基盤の安定への支援 (4) 出会い・結婚応援の推進
		4. 妊娠出産期への支援	(1) 男女ともにワーク・ライフ・バランスを両立できる環境整備 (2) 次代の親の育成 (3) 出産前後の母親や子育て世帯への支援

第4章 計画の基本的な考え方

ライフステージ共通施策

1. こども・若者の権利を守る

(1) 「こどもの権利」の理解促進

すべてのこども・若者、また周囲の大人たちが、「こどもの権利」の趣旨や内容について理解を深め、こどもや若者が、自分たちが権利の主体であり、自らを守る方法や困難を抱えるときに助けを求め、回復する方法を学べるよう、「こどもの権利」に関する理解促進や人権教育を進めます。

事業名等	内 容	担当課
「こどもの権利」普及啓発事業	○「こどもの権利」について、こども自身や保護者、住民すべてに理解を促せるよう、広報等による啓発活動を進めます。	子育て支援課 (児童少年相談センター)
人権普及啓発事業	○広報誌を使った情報周知をはじめ、人権のまちづくり懇談会などを通じて住民へ広く人権啓発を行います。	生涯学習課
人権教育の充実	○こどもたちが互いに協力し、優しさと思いやりの心を持てるよう、幼児教育・学校教育等において、人権教育の充実を図ります。	子育て支援課 学校教育課



(2) こどもの意見表明

こども施策を計画、実施するにあたっては、こども・若者のニーズを的確に捉え、実効性のあるものになるよう、また、こども・若者が社会の一員としての主体性を高めることができるよう、こども・若者の意見を十分に聞き、施策の反映に努める必要があります。

こどもや若者ととともに社会を作るという認識のもと、こども・若者が意見を持つための支援を行い、安心して意見を述べる機会の提供や社会参画の機会の確保に努めます。

事業名等	内 容	担当課
こどもの意見表明機会の醸成	○町の計画策定などのタイミングや、今後の方針を検討する際等に、アンケートやヒアリング、ワークショップなどを通じたこどもや若者の意見を表明できる機会を醸成します。	子育て支援課 関係各課

(3) こどもの命を守る取り組み

近年、こどもや若者の自殺が社会的に問題となっています。本町においても、悩みを抱えているこどもや若者は一定数おり、中には相談することができず抱え込んでしまっているケースもあります。悩みを抱えるこどもや若者がこころの健康を維持できるよう啓発や支援体制の整備に取り組むことが必要です。これらの取り組みについては、「水巻町のちを支える自殺対策計画」において記載されており、それと連動した取り組みの推進を行います。

また、犯罪や事故、災害による被害を防ぐことも、こどもたちの命を守るということでは必要不可欠です。これらの取り組みについても、警察や関係機関、地域と連携しながら進めます。

事業名等	内 容	担当課
自殺対策の強化	○児童・生徒への自殺対策の啓発やSOSの出し方教育と受け止め方教育の実施に向けて、学校と連携し取り組んでいきます。	学校教育課
こころの健康の周知	○こころの健康づくり、生きる支援に関連する啓発グッズの配布・周知をします。	健康課
ゲートキーパーの研修	○身近な地域で支え手となる町民や、窓口業務や相談の際、早期に悩みや自殺のサインに気づくことができるよう役場職員を対象としたゲートキーパー等研修会を開催・参加します。	健康課

事業名等	内 容	担当課
関係機関との連携によるネットワークの強化	○各種会議を通じて、こどもや若者を適切な支援につなげるための体制づくりを進め、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど関係機関と連携した取り組みを図ります。	健康課 学校教育課 関係各課
交通安全施設設置事業	○歩道整備やガードパイプ・カーブミラー等の交通安全施設を計画的に整備します。 ○路面表示や横断歩道についても警察との協議の上対応し、通学路の安全を図っていきます。 ○警察や県との連携・情報共有を強化し、さらなる通行の安全確保に努めます。	建設課
防犯パトロールの推進	○登下校時に地域安全パトロール隊が主要な交差点で交通指導を実施します。 ○地域安全パトロール隊による日常生活の中でのパトロールを実施します。 ○青色回転灯を装備した公用車でパトロールを行います。 ○地域安全パトロール隊や自治会では、学校との情報の共有や活動の連携を図り、継続的に防犯に関する活動を行っていきます。	総務課
防犯対策の充実	○町内の防犯灯設置箇所については、要望もできるだけ取り入れる方向で今後とも増設に努め、通学路等の安全を確保します。	建設課 学校教育課
災害対策事業	○住民・行政・防災関係機関が連携する効果的な災害対応体制を構築し、災害時にもこどもの安全を確保できる体制づくりに努めます。 ○災害時に地域の中で助け合う災害対応については、こどもたちも協力して助け合うことができるように、平時からこどもたちに向けた防災教育を推進します。	総務課
青少年問題協議会活動の強化	○町内の大型店舗を中心に夜間巡回を行い、青少年の健全育成に努めます。	生涯学習課

(4) ヤングケアラー・性的マイノリティ・外国人のこども等への支援

近年は、ヤングケアラーをはじめとしたこどもに関わる福祉課題も複雑化・多様化しており、世帯ごとに抱える困難がこれまでの支援体制で解決できないケースも存在します。これからは、既存の分野別の支援だけでなく、分野横断的に取り組みを進めることも重要です。

また、こども・若者が持つ属性や背景についても性自認・性的指向や国籍などが多様化しており、そういったこどもや若者に対する支援にも取り組みます。

事業名等	内 容	担当課
重層的支援体制整備事業の検討	○ヤングケアラーなどの複合的な課題に対して関係課や関係機関との連携を強化し、分野横断的に対応できる支援体制の構築を検討します。	地域づくり課
ヤングケアラーの把握と支援	○ヤングケアラーの状況把握をするため、実態調査を行います。 ○ヤングケアラーの状況にある世帯については、適切な支援が受けられるよう関係機関と連携し、課題の解決に取り組みます。	子育て支援課 (児童少年相談センター) 福祉課 学校教育課
性の多様性に対する理解の促進	○LGBTQ 等の多様な性自認・性的指向のこどもや若者が暮らしやすい環境が構築されるよう、広報やホームページ、講演会等を通して性の多様性に対する理解が深まる取り組みを進めます。	地域づくり課
国際理解と多文化共生社会づくりの推進	○言語の壁や生活習慣の違いにより、日常生活で不便が生じたり、適切な制度・支援を受けられなかったりすることがないように、外国人の親子に対して日本語や日本の生活様式・文化を学ぶ機会を提供します。	生涯学習課



2. こども・若者の居場所をつくる

(1) 多様な遊びや体験、社会参画の推進

学校教育以外の場における生涯を通じた学びは豊かな人間性を育むために重要です。多様な遊びや文化・芸術活動、スポーツ活動などをこどもの頃から大人になっても続けられるような環境を整備し、住民すべてが積極的に生涯学習の機会へ参加できるよう活動内容の充実を図ります。

事業名等	内 容	担当課
多様な体験活動の充実	○小中学生を対象にさまざまな体験や創作活動を行う夏休みチャレンジャー事業は、地域活動指導員が企画し公民館サポーターと実施していますが、今後も多様なプログラムを計画し実施します。	生涯学習課
公民館の有効活用	○各地区の公民館が地域の特色を活かしながら、こどもから大人まで楽しめる交流の場として、小学校の校区ごとに行う生涯学習校区ゾーン事業を継続します。 ○学校とも連携して、より地域の活性化につなげていけるよう支援していきます。	生涯学習課
公民館サポーター事業の活用	○公民館サポーター事業を活用し、地域の人々が「創り」「教え」「学び」その人々を「活かす」というテーマで、参加者の特技を磨く場所や、そこで磨いた特技を公民館や町内の学校・施設・地域交流の場でボランティアとして発揮する場所を提供します。	生涯学習課
文化芸術振興事業	○文化・芸術に関する活動団体が健全にかつ適切な事業活動を行えるように助成・育成し、将来的には自立運営ができるように支援します。	生涯学習課
スポーツ推進事業	○生涯スポーツにつなげるようスポーツ施設の維持管理などに努めます。	生涯学習課

(2) こどもや若者の居場所づくり

こどもたちが家庭や学校以外の場所でも安心して過ごし、遊べる環境はこどもたちの意見からも非常に求められています。役場だけでなく、関係団体や法人、地域とも協力しながら、こどもたちの居場所づくりを進めます。

事業名等	内 容	担当課
こどもの遊び場の充実	○公園の遊具等について、安全面の点検を随時行いながら、維持管理を充実し、安心して利用できる環境づくりに努めていきます。	建設課
こどもの居場所づくり	○夏休み・冬休み・春休みに小学1年生から6年生までを対象にこどもクラブを開設するなど、こどもの居場所づくりに努めます。 ○放課後児童クラブと一体型の放課後こども教室を提供し、放課後の居場所づくりに努めることを検討します。	学校教育課 生涯学習課
放課後児童健全育成事業	○就労等により保護者が放課後や週末等家庭にいない児童に対し、安心安全な生活の場を提供します。	学校教育課
子育てサロン	○地域において親子が気軽に集え、相談機能を備えた子育てサロンの活動を支援します。 ○子育て支援センターと連携し、楽しい子育てが実感できるようサポートをしていきます。	子育て支援課
こども食堂の活動支援	○こどもの食や居場所を提供する場所として、こども食堂を実施する団体に活動の支援を行います。	子育て支援課 (児童少年相談センター) 社会福祉協議会
第3の居場所づくり	○こどもや若者が、家庭と学校や職場以外の居場所として、安心して居心地よく過ごせる場所を官民連携のもと整備していきます。	子育て支援課 (児童少年相談センター)



3. 子育て家庭の生活を支援する

(1) 子育て世帯への経済的支援

子育て世帯は様々な面で経済的な負担が大きく、中には生活困窮に陥るケースもあります。しかし、経済的なことを理由にこどもが享受すべき最低限の教育や日常生活を阻害されることはあってはなりません。そのため、国や県の制度等に準じながら、適切な経済的支援を行うことで、すべての子育て世帯の生活を支援します。

事業名等	内 容	担当課
経済的な支援策の周知	○児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、就学援助制度などの経済的な支援について、広報みずまきや町ホームページ等を通じて制度の周知を図ります。 ○「ふくおかシングルママ・パパサポート BOOK」の配布や窓口での説明など、制度全般に関する問い合わせについても関係各課の連携を図り、柔軟で丁寧な対応に努めます。	子育て支援課
就学支援事業	○経済的な理由により、学校での学習等に必要な費用の支払いが困難な世帯に対して、費用の一部を援助します。新小・中1年生には、学用品費や給食費（現物支給）のほかに新入学学用品費（入学準備金）を支給します。修学旅行費や教育委員会が認めた校外活動費は、各小中学校を通じて実費分を支給します。 ○保護者の経済的負担を軽減し、教育の充実に資するとともに子育てを支援することを目的として、小中学校に在籍する児童・生徒にかかる学校給食費について、小学生は各月 700 円、中学生は各月 900 円を町が補助することで保護者負担を据え置きます。 ○本町に住所を有し、入学年度の4月1日現在 20 歳未満で高等学校等に入学する人がいる低所得世帯に対し、3万円の入学祝金を支給します。	学校教育課 地域づくり課
こども医療費の助成の充実	○0歳から高校3年生までの医療費が、通院・入院とも自己負担額がなくなるよう医療費助成を行います。	住民課

(2) 家族・地域とともにこどもを育む環境づくり

家庭教育は、こどもの基本的な生活習慣や人との関わり方を学ぶための出発点です。家庭の中での親子の関わりを通じて、社会規範を習得できるように、保護者に向けた家庭教育の啓発を行います。

また、地域におけるコミュニティにこどもや若者が参加する機会が減少していますが、地域住民間で互いを支えるという「互助」「共助」により子育て家庭や若者を支えていくことが重要です。地域の中での多世代交流などを促進し、地域コミュニティにこどもや若者、子育て世帯が参加できる環境づくりを進めます。

事業名等	内 容	担当課
家庭教育学級	○家庭教育と子育てに関わる全ての方に聴いていただきたい講座を行います。	生涯学習課
地域での支援体制の充実	○子どもの体験学習、「教育の日」「土曜日授業」の学校開放など、地域との連携を図りながら今後も充実していきます。 ○ふくおか子育てマイスター認定者に町主催の事業開催時の託児ボランティアを依頼する等、社会資源の活用に努めます。	子育て支援課 学校教育課 生涯学習課
地域づくり推進事業	○地域共生社会の実現のため、住民の身近な地域で、住民自らが地域の課題を把握して解決する体制づくり、地域づくりを推進します。	地域づくり課
校区ゾーン事業	○新しい地域づくりを目指した世代間交流及び地域間交流を促進します。	生涯学習課



(3) 児童虐待の防止

虐待から子どもと保護者を救うためには地域社会や家庭の理解と協力が不可欠です。また、親の養育力不足、夫婦不和による家庭内暴力（DV）による心理的虐待等の問題も深刻化しつつあります。虐待は子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、適切かつ迅速な対応が求められています。本町においても、相談窓口や相談体制の整備、関係機関と連携した支援等を行い未然予防、早期発見・早期対応、社会的養護等に取り組みます。

事業名等	内 容	担当課
こども家庭センター事業	○子育て家庭を対象に、子育ての不安解消や情報交換の場としての機能の充実に努めるとともに、気軽に利用しやすいセンターを目指します。 ○相談機能を充実させ、子育て世帯や子ども・若者が抱える多様な悩みに対して適切な支援につなげるよう体制を強化します。 ○すべてのケース児童に対して、保護者や児童本人の意思を反映したサポートプランに基づく支援を行うように努めます。	子育て支援課 (児童少年相談センター) 健康課
要保護児童対策地域協議会（いきいき子どもネット）	○要保護児童対策地域協議会（いきいき子どもネット）で必要な情報交換や要保護児童等に対する支援内容の協議を行い、児童虐待防止やいじめ、不登校、ひきこもり、非行等の防止と要保護児童等への迅速で適切な保護を図ります。 ○住民の意識向上を図るための啓発に取り組んでいきます。 ○関係機関との連携を強化するため、積極的な情報交換や会議の充実に努めます。	子育て支援課 (児童少年相談センター)



事業名等	内 容	担当課
児童虐待防止活動の推進	○子育てに関する不安や悩み等の相談を受け、適切な指導・助言を行うとともに、他の機関への案内を行います。また、児童少年相談センター・健康課・子育て支援センター・医療機関等が連携しながら、虐待の発生予防、早期発見と早期対応に努めます。 ○広報みずまきによる周知や講演会(要保護児童対策地域協議会)の開催による住民への児童虐待防止への理解を促進していきます。 ○乳幼児健診未受診者などは庁内関係部署や保育所等との連携を図り、状況把握を行います。	子育て支援課 (児童少年相談センター) 健康課
児童少年相談センター(ほっとステーション)の機能の充実	○児童虐待、不登校、いじめなどについての相談をはじめ、ひきこもり、不登校の児童、生徒の登校に向けてのサポートや居場所づくりなどの事業を展開していきます。 ○専任の相談員を置き、地区の民生委員・児童委員や教員などと連携しながら、こども一人ひとりにじっくり向き合う丁寧な対応に努めます。 ○相談業務の強化を図るため、研修会への参加等、相談員のスキルアップを図ります。 ○ひきこもりや家庭に居場所がない児童・生徒に居場所提供などを実施していきます。	子育て支援課 (児童少年相談センター)

(4) こどもの貧困の解消

こども・若者の貧困は、経済的な面はもちろんのこと、心身の健康や衣食住、学習意欲や進学機会、前向きに生きる気持ちなど、こどもの権利利益を侵害する深刻な課題です。貧困や貧困の連鎖によって、こども・若者の将来が閉ざされることは決してあってはなりません。

本計画は「こどもの貧困対策計画」を包含するものとして策定しており、「こどもの貧困対策解消法」に基づきながら、貧困の課題を抱えたこども・若者や子育て世帯に対する支援体制の強化を図り、保健・福祉・教育分野などの各機関と連携しながら、こども・若者の生活をしっかりと支える環境づくりを進めます。

事業名等	内 容	担当課
教育支援事業	○学校以外で学習をできる機会を提供できるよう、関係機関との連携を図ります。	生涯学習課

事業名等	内 容	担当課
ふくしの窓口	○生活困窮世帯をはじめ、様々な課題を抱える人、世帯の相談に応じ、利用できる制度や必要な支援に繋がります。また、相談者の状況に応じて、関係機関と連携し、複雑化・複合化した課題の解決に取り組めます。	地域づくり課
生活困窮世帯の自立支援	○保護者が様々な要因で就労していない世帯について、世帯が自立をできるように保護者の就労に向けた支援を行ったり、生活支援を行うことで、自立した生活を送れるよう促進します。	地域づくり課 福岡県自立相談支援事務所

(5) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭は、そうではない家庭と比べて経済的なことや保護者の仕事の都合により、こどもといることができない時間が長くなるなど比較的多数の課題を抱え込みやすい傾向にあります。ひとり親家庭の親子が家庭の時間を確保しつつ、そうでない家庭と同じような生活を送ることができるよう支援の充実に取り組めます。

事業名等	内 容	担当課
ひとり親家庭等日常生活等支援	○母子家庭・父子家庭等のひとり親家庭において、一時的に生活援助等が必要になった場合、ヘルパー派遣事業等の支援を行います。 ○必要な人に確実に情報が届くよう、広報みずまきや町ホームページ等を通じて周知を図ります。	子育て支援課
母子寡婦福祉連合会との連携	○資格取得のための講習会やセミナー等の各種案内等の情報提供を連携して行います。	子育て支援課
ひとり親家庭への経済的援助	○母子父子寡婦福祉資金の情報提供やひとり親家庭等医療費支給などを通じて、ひとり親の経済的な負担軽減を図ります。	子育て支援課 住民課

（６）障がいのあるこども・若者への支援

近年、障がいのあるこども・若者が増加しており、障がい児保育での人員確保や障がい児福祉サービスのニーズも増大しています。そして、こども・若者自身の日常生活機能の発達という観点と、保護者の心身の負担を軽減するという観点から、関係機関と連携した適切な支援体制の構築が不可欠となっています。

また、教育課程や就職のタイミングにおいても、障がいのあるこども・若者への支援は欠かせないものであり、子育て支援課や福祉課のみならず多様な関係各課・関係機関との連携を図りながら支援体制の構築が求められています。

さらに、令和３年度に「医療的ケア児支援法」が施行されたことによって、医療的な支援を必要とする「医療的ケア児」とその家族への支援体制づくりも社会的に求められています。これらの取り組みについては、「水巻町福祉総合計画」に基づき進めており、それらの取り組みと連動しながら進めます。

事業名等	内 容	担当課
療育体制の充実	○不安なく就学できるよう療育施設、保育所、幼稚園、学校などの関係機関と積極的に連携しながら必要に応じて適切な対応を行い、保護者の不安を軽減する相談しやすい環境づくりを推進します。 ○支援を必要とするこどもについて、こどもや保護者の意向をふまえ利用計画を作成し、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所訪問等のサービスを適切に提供します。	子育て支援課 学校教育課 福祉課
教育支援委員会	○心身に障がいがあるか、又はその疑いがある児童が保育所や幼稚園等から小学校に就学する際に、医療関係者や保健師等を交えて情報を把握しつつ、教育支援等を行うための調査・審議を行います。 ○心身に障がいがあるか、又はその疑いがある児童が小学校から中学校へ進学する際についても、関係部署との情報共有と連携を強化し、教育支援等を行うための調査・審議を行います。	学校教育課

事業名等	内 容	担当課
こすもす相談・こすもす教室	○ことばの遅れや情緒面などの発達において支援が必要な幼児に対し、臨床心理士等による相談を行います。 ○療育の必要なこどもに対しては、こすもす教室などを紹介するとともに、療育施設、保育所、幼稚園、学校等との連携を図りながら、適切な療育機関に繋げます。	健康課
障がい児をもつ家族への支援	○在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族に向けた助成を行います。	福祉課
障がい福祉サービスの提供	○訪問系サービス、日中活動系サービス、居宅系サービスなどの実施体制の確保に努めます。	福祉課
就労支援	○障がい者関連機関と連携し、幅広い分野での障がい者雇用を促進します。 ○就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援など、就労につながる障がい福祉サービスを推進します。 ○公共施設の管理業務など、可能な範囲で障がい者団体等への委託を推進します。	福祉課
医療的ケア児への支援	○医療的ケアを必要とする障がいのあるこどもが、適切な支援を受けられる体制を、自立支援協議会等を通じて関係機関が連携し充実させます。	福祉課



ライフステージごとの施策

1. 乳幼児期への支援

(1) 乳幼児の健康保持

生涯を通じて健康な生活を送るために、乳幼児期から、食、生活リズム、運動習慣等の望ましい生活習慣の基盤を固めることが大切です。本町では「いきいき健康みずまき 21・いきいき水巻食育推進計画」に基づき、生涯にわたる健康づくりに取り組んでいます。乳幼児健診における疾病の早期発見、早期治療、ライフステージに応じた保健指導を行い、保護者がこどもの成長・発達について学習できる機会となるよう努めます。

また、栄養・食生活は、こどもたちが健やかに成長し、健康な生活を送るために欠くことのできない営みであり、多くの生活習慣病の予防の観点から重要です。そのために、ライフステージに応じた食品（栄養素）摂取が実践できる力を育む食育を推進します。

事業名等	内 容	担当課
こども家庭センター事業	○妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行います。 ○合同ケース会議を実施し、健康課と児童少年相談センターが連携して、サポートプランに基づく特定妊婦への支援を行っていきます。	子育て支援課 (児童少年相談センター) 健康課
新生児聴覚検査	○先天性聴覚障害を発見し、早期の段階で適切な療育につなげられるように聴覚検査費用を助成します。	健康課
乳幼児健康診査・歯科健診	○発達状況を確認し、疾病や異常を早期に発見することで適切な治療や療育につなげます。 未受診者や要フォロー者に対しては、関係機関と連携を図りながら、訪問や電話等で状況確認を行い支援を行います。 ○1歳6か月児、2歳児、3歳児には、歯科健診とブラッシングの指導を行います。また1歳6か月児、2歳児にはフッ素塗布を行い、乳幼児の虫歯予防に努めます。	健康課
乳幼児期の食育	○発達に合わせた食の知識を伝え、保護者のニーズに合わせて、乳幼児健診や離乳食教室等で食育を行います。	健康課
予防接種事業	○予防接種法に基づく予防接種を定められた期間内に接種できるよう、未接種者等への接種勧奨（電話、郵送、訪問等）を行います。	健康課

事業名等	内 容	担当課
各関係機関・部署との連携	○各乳幼児健診や、個別の訪問・面談等で、こどもたちの健やかな発達・発育のために支援が必要な場合、専門機関や各関係機関と連携し、支援を行っています。	子育て支援課 福祉課 健康課

(2) 育児への支援

就学前児童の保護者が、育児をする際に親子のコミュニケーションや健全な育成を目指すために必要な支援を行います。

事業名等	内 容	担当課
ブックスタート	○4か月児健診と1歳6か月児健診、3歳児健診の時に、親子のコミュニケーションづくりとして、絵本の贈呈に合わせて、家庭での「読み聞かせ」などにつなぐ取組を推進します。	図書館 歴史資料館
セカンドブック	○こどもたちの読書活動推進に向けた次のステップとなるよう、新1年生を対象に図書や絵本の配布を行います。 ○学校と連携し、「こども読書推進計画」に基づく取組を実施します。	図書館 歴史資料館



（３）幼児教育・保育環境の充実

保育ニーズの増大により、保育所や認定こども園の受け皿の確保が重要な一方で、保育の質を向上させることも今後重視されることとなります。保護者が安心して預けられる保育環境の形成のため、各種保育サービスについて改善を図りつつ、保育士等の支援事業を充実させ、本町の保育・幼児教育を担う人材の確保に向けた取り組みを行います。

事業名等	内 容	担当課
各種保育事業の充実	○保育所・幼稚園・認定こども園等における通常の保育・幼児教育に加え、一時預かりや病児・病後児保育などの保育事業の充実を図ります。	子育て支援課
保育士等の確保と人材育成	○町内の保育所・幼稚園・認定こども園等の保育士等の確保や資質の向上に向けた取組を進めることにより、施設の就労環境の整備を推進していきます。	子育て支援課
定期指導監査の実施	○町内どこの施設を利用しても標準的なサービスが受けられるよう、町内の保育所・幼稚園・認定こども園等に対して、設備や職員配置、町への給付費の請求など適切な運営を行っているかを確認するため、定期的に指導監査を行います。	子育て支援課
待機児童対策	○待機児童対策として、既存の保育所等の定員増や幼稚園の認定こども園化、施設整備の検討を官民連携で行い、課題に対応します。	子育て支援課
適切な施設整備の実施の検討	○良好な保育環境等を維持するため、保育所等の子育て支援関連施設について、環境改善を目的に整備実施の検討を行います。	子育て支援課
子育て支援関連施設の防犯対策の検討	○保育所等における防犯対策の強化に係る整備の検討を行います。	子育て支援課
保育料の負担軽減に向けた検討	○保育所等における保育料（０～２歳児）について、国や近隣市町村の動向を踏まえ、負担軽減の検討を行います。	子育て支援課
小学校と保育所・幼稚園・認定こども園等との連携の強化	○町内の保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校との行政交流会を定期的に開催し、就学前の様子と就学後の様子を情報交換することで、児童に対する理解を深めます。 ○学習指導や生活指導等の熟議を行い、小学校と保育所・幼稚園・認定こども園等との連携を深め、教育活動の充実を図ります。	学校教育課

2. 児童・生徒への支援

(1) 児童・生徒の健康保持

こどもの心身の健康の維持は、こどもたちが健やかに育つうえで欠かせないものです。しかし、成長期においてケガや病気はもちろん、近年はこどもたちを取り巻く環境も変化が激しく、こころの健康という観点でも悩みや不安を抱えるケースが多くなっています。こどもたちの心身の健康を守り、健やかな成長ができる環境形成に努めます。

事業名等	内 容	担当課
児童への食育	○対象者のニーズに合わせて、親子料理教室などで、食育を行います。	健康課
こころの健康の保持	○必要に応じて児童・生徒に対して相談を行い、こどもの悩みや不安を解消します。	学校教育課
健康教育の推進	○中学校で各学年の発達段階に応じて性教育を実施します。また、薬物乱用防止講演会を実施します。 ○飲酒や喫煙による健康被害について授業等を通じて啓発することで、こどもや若者の将来の健康意識を向上させます。	学校教育課



(2) 学校教育の充実と環境整備

学校教育はその後の人生の基盤を作るために欠かせないものであり、さまざまな知識や経験を得るために非常に重要です。「生きる力」を育むための教育を推進するために、それぞれの教育プログラムの充実や学校における学習の質の向上に取り組み、特色ある学校づくりに努めます。

また、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校、中学校との連携・接続を図り、それぞれの就学・進学時期にまつわる課題を解消できるよう、教育環境を充実するための取組を進めます。

事業名等	内 容	担当課
小中学校教育課程充実事業	○教育大綱に基づき、生きる力を育むための教育プログラムを適切に進めるとともに、それぞれの学校が特色ある学校づくりを行えるよう支援します。 ○グローバル教育やキャリア教育、ICT 教育といった新たに必要とされる教育の視点についても検討を進めながら導入します。	学校教育課
学校施設の維持・更新	○学校施設について、必要に応じながら維持・更新に努めます。また、ICT の活用などのために必要な設備などについても検討しながら導入を進めます。	学校教育課
情報モラル教育の実施	○児童・生徒に対して、インターネットやスマートフォン、SNS をめぐるトラブルや犯罪等を未然に防止するための情報モラル教育を実施します。	学校教育課
学校運営協議会（コミュニティースクール）	○地域と連携した学校づくりを進めるために学校運営協議会（コミュニティースクール）の推進を図ります。	学校教育課
各教育課程間の連携	○保育所・幼稚園・認定こども園と小学校、小学校と中学校間の連携を強め、それぞれの教育課程間のギャップをなくし、スムーズに就学や進学ができる環境形成を図ります。	学校教育課 子育て支援課

（３）学校外での活動に対する支援

近年はキャリア教育やグローバル教育といった、将来を見据えた学びが学校教育の現場でも重視されています。一方で、学校教育のプログラムでは実践的な学びを得ることが難しい現状もあり、学校外で子どもや若者がそういった学びを得られる環境を作ります。

事業名等	内 容	担当課
職場体験	○生徒が働くことの意義を理解し、主体的に進路を選択決定することができるよう、一般企業（スーパー、コンビニ等）、役場、保育施設、図書館等の協力のもと、中学生の職場体験を行います。 ○職場体験の受け入れ先の拡大のため、受け入れ先や商工会等との連携を図ります。	学校教育課
国際交流の推進	○中学生を対象とした国際感覚醸成のための新規事業を検討します。	生涯学習課

（４）不登校・ひきこもり等に対する支援

学校での問題や本人の意思などにより、不登校児童が増加しているほか、そういった児童がそのままひきこもりになってしまうケースが見られます。「こどもの権利」に基づき、すべてのこどもが健やかに成長できるように不登校やひきこもりの対策を進め、すべてのこどもや若者が社会とのつながりを維持できるような仕組みづくり・居場所づくりにも努めます。

事業名等	内 容	担当課
不登校・ひきこもりへの対応	○地域・学校・家庭の連携を密にしながら、対象児童・生徒の状態を十分に把握し、一人ひとりの状況に応じた問題解決に努めます。 ○不登校生徒が学び続けられるよう、希望教室での中学生に対する学習支援を行います。また、児童少年相談センターなど関係機関と連携し、居場所の提供を行います。	子育て支援課（児童少年相談センター） 学校教育課
スクールカウンセラー・心の教室相談員の配置	○各学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒、保護者や教職員に対する支援・相談・助言を行います。 ○心の教室への相談員、スクールアドバイザー等を学校に配置し、関係部署と連携しながら、相談しやすい体制づくりに努めます。	学校教育課

事業名等	内 容	担当課
指導主事の配置	○指導主事が教育委員会に常駐し、教育相談（就学援助、不登校等）を行います。 ○不登校やいじめ等について、児童少年相談センター、児童相談所、学校、その他関係機関と連携して対応していきます。	学校教育課



3. 若者世代への支援

(1) 高等教育の充実と環境整備

高等教育は義務教育から外れ、どのような進路を進むかは子ども自身が選択する一方で、本人は進学をしたいものの、環境や保護者の意向などにより選択できない子どもたちもいます。すべての子どもが自分の将来のために、様々な進路を選択できるよう学習支援や経済的支援を行います。

事業名等	内 容	担当課
高等教育向け学習支援	○様々な理由で高校等進学のための学習をしたいが、学校以外の場所で学習機会がない学生のために、官民連携のもと受験のための学習支援を行える場を提供します。	生涯学習課
奨学金	○就学のために必要な費用に対して、奨学金を支給する事業の手続きについて支援します。	学校教育課
高等教育への接続の支援	○高等教育への接続の支援(学習支援や経済的支援)について検討します。 ※現在未実施の事業です。可否も含めて検討します。	学校教育課 生涯学習課

(2) 社会参画に対する支援

若者が地域等に関わる機会が減少しており、社会参画に対する意識も低下しています。今後、地域の中で若者も活躍できるよう参加しやすいイベントや交流事業を行い、地域活動への参加を積極的に促します。

事業名等	内 容	担当課
地域活動参加の契機づくり	○イベントなどを通じて、地域活動に参加できる機会をつくり、自分たちが住んでいる地域について関心を持つ場を設けます。	地域づくり課 建設課 産業環境課
新たな交流の場づくり	○共通の趣味や運動などで人々が集う新たなコミュニティの形成に向け検討します。	地域づくり課 生涯学習課

（３）若い世代の生活の基盤の安定への支援

若者が継続的に就労し、安定した収入を確保することが、若い世代が本町に住み続け、子どもを持つ夢を実現する基本的な条件になります。雇用の場の確保により若者の定住や定着を促し、さらに、安定的で継続的な収入を得ることで、新たな家庭の構築や、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりにつなげます。

事業名等	内 容	担当課
雇用促進事業	○地元で人材を求める会社に地元の若者をマッチングさせるために、商工会や近隣市町と連携をして説明会やインターンシップの情報発信等を行います。	産業環境課
若者起業支援事業	○若者で起業したい人に対して、専門家や連携機関と連携したコンシェルジュによる創業支援を行い、将来の本町における雇用の維持・拡大を図ります。	産業環境課
就労相談事業	○就労に関する悩みや相談について、ハローワーク八幡などと連携して対応します。	産業環境課

（４）出会い・結婚応援の推進

仕事や生活の場において、男女が日常的に出会う場面が少ないことや、本人の性格、仕事の忙しさなどの理由から、出会いの機会をつくれないでいる若者が多くいます。このような、結婚を望んでいながら出会いの機会がない若者を対象に、出会いの場を提供するなど、結婚を応援します。

事業名等	内 容	担当課
婚活サポート事業	○県や近隣自治体と連携し、セミナーやイベント情報の発信、出会いの場の提供など、広域的な結婚支援に取り組みます。	企画課

4. 妊娠出産期への支援

(1) 男女ともにワーク・ライフ・バランスを両立できる環境整備

共働きが主流となっている現在、男女がともに家事・育児に参画し、仕事と家庭のバランスを維持しながら生活することが求められています。住民への男女共同参画の意識の啓発に努めるとともに、企業に対して、従業員の仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）を維持できるような就労環境の形成を働きかけます。

事業名等	内 容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの啓発	○ワーク・ライフ・バランスに関する情報発信や啓発講座を実施し、男女が共に仕事や子育てだけではなく、自己啓発等の時間を持つことで生活の充実を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現につなげます。	地域づくり課
女性活躍の推進	○女性が働きやすい環境の形成に向けて、企業や労働者に対する情報発信に努めるとともに、働きたい女性が就労できるよう支援を行います。	地域づくり課 産業環境課 子育て支援課

(2) 次代の親の育成

まだ出産をしていない夫婦や、これから結婚をし、こどもを持ちたいと考えている若者に対して、こどもを育てることに対するイメージを持ってもらうため、次代の親となるために出産や育児について学ぶ機会を提供します。

事業名等	内 容	担当課
次代の親に向けた情報発信	○これからこどもを持つ若い世代に対して、子育てに必要な知識や、子育て支援の制度について情報を発信し、次代の親を育成します。	子育て支援課
子育て教育の実施	○町内在住高校生等に対して、子育てについて学ぶ機会を提供します。	子育て支援課

（３）出産前後の母親や子育て世帯への支援

出産前後は母親にとって心身ともに悩みや不安を抱える時期です。そういった時期における悩みや不安を抱え込むことがないよう、相談支援の充実に努めるとともに、産前・産後のケアができる体制づくりを行います。

事業名等	内 容	担当課
母子（父子）健康手帳等の交付	○母子（父子）健康手帳交付時にアンケート調査を実施し、リスク確認や保健指導を行います。 要フォロー者については関係機関と連携を図りながら支援を行います。	健康課
妊婦健康診査・妊産婦歯科健診	○妊娠期の健康診査の補助券（14 回分）を発行し、母体の異常の早期発見や妊娠中の管理を行います。 ○妊娠期間中（妊婦）及び4 か月児健診時（産婦）において、歯科健診を実施します。	健康課
産後ヘルパー派遣事業	○出産後間もない母親のいる世帯を対象に、ホームヘルパーを派遣し、育児又は家事の支援を行うことにより、母親の精神的・肉体的負担を軽減します。 ○広報みずまきや町のホームページのほか、健康課の行う乳児家庭全戸訪問事業等、関係機関と連携し、事業の周知徹底を図ります。	子育て支援課
乳児家庭全戸訪問事業	○生後4 か月までの乳児のいる家庭を助産師等が訪問し、各家庭の状況に合った育児支援を行い、不安の解消を図ります。	健康課
産後ケア事業	○産後に育児支援を必要とする母子に対し、助産院や病院での宿泊や通所、家庭訪問によって助産師などから心身のケアや育児サポート等の支援を提供します。	健康課

第5章 量の見込みと確保方策

1. 子ども・子育てに関する事業の推進

本町は、子ども・子育て支援に関する事業（幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援事業）の充実に向けて、第2期計画の実績に基づきながら、ニーズ調査の結果も加味し、見込みに応じた確保方策（確保の内容・量）及び実施時期を設定します。

なお、本計画における「量の見込み」の算出と確保方策等の設定の流れは、次のとおりです。

◆教育・保育と子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の設定フロー

①教育・保育提供区域の設定

地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するもので、この区域ごとに、各事業の量の見込みと確保方策を定めます。

②児童人口推計の算出

過去5年分の住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法にて将来人口推計を行い、児童人口の推計値を設定します。

③各事業の利用率の算出

過去5年分の幼児教育・保育事業の認定者数及び、地域子ども・子育て支援事業の利用実績から対象年齢の児童総数における利用率を算出します。

④各事業（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）の利用意向の集計

ニーズ調査結果から、ニーズの増加・減少が予測される事業や、算出の際に加味しなければならないニーズの変動等を整理し、量の見込みの推計を行います。

⑤量の見込みの算出（児童人口推計 × 事業の利用率）

ニーズ調査結果も踏まえながら、児童人口推計と、各事業の利用率の平均値や最大値等をかけ合わせ、今後の事業量の見込みを算出します。特に、ニーズが増加することが懸念されるものは利用率の最大値を採用したり、伸び率をかけてより増加することを見込みます。変化が予測されないものは過去の利用率の平均値を採用します。

⑥量の見込みに対する確保方策等を設定

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するのか、どのような供給体制を確保するのか、実施時期などを設定します。

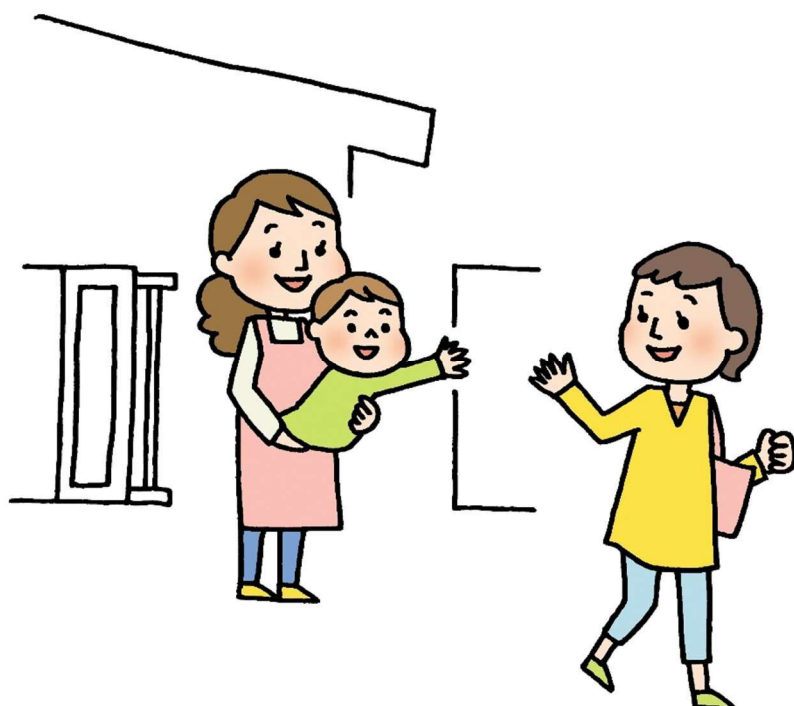
2. 提供区域の設定

子ども・子育て支援法第 61 条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、特定教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

提供区域設定のポイント

- ①長期的な推計では、0～14 歳人口は減少傾向にあること
- ②道路や上下水道などのインフラ整備や住宅・マンションの整備は今後も考えられるが、人口が増加する地域を予測することは難しいこと
- ③保護者の就労状況に変化があり、多様なニーズに対応する必要があること
- ④町域、保護者の就労や生活の利便性等を考慮しても、現状の特定教育・保育施設の配置で特に問題はないと考えられること

以上のことから、町全域を 1 つの教育・保育提供区域として設定します。



3. 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育施設は以下の通り分類されます。これに基づき、1号認定、2号認定、3号認定を次ページの通りに見込みました。

◆認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号認定	3～5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

◆認定別 こどもが利用できる施設

		1号認定	2号認定	3号認定
対象となるこども		3歳以上	3歳以上	3歳未満
		制限はありません	保育の必要性がある	保育の必要性がある
利用可能施設	幼稚園	○		
	保育所		○	○
	認定こども園	○	○	○
	地域型保育事業			○

◆認定別 こどもが利用できる施設（令和6年4月1日現在）

		実施か所	利用人数	利用定員
私立幼稚園		1か所	83人（うち町内者45人）	90人
公立保育所		1か所	113人	110人
私立保育所		4か所	337人	330人
認定こども園	幼稚園部分	3か所	124人（うち町内者89人）	205人
	保育所部分		198人（うち町内者197人）	178人
認可外保育施設 （事業所内保育施設、企業主導型保育施設を含む）		3か所	—	—

(1) 3～5歳児(1・2号認定こども)

確保の方針

○町内にある幼稚園1か所、認可保育所4か所、認定こども園4か所と、利用者の希望に基づく町外施設への入所や定員の弾力的運用で対応します。

〔量の見込みの算出方法〕

(1号)「推計児童数(人)」×(100%-2号認定採用利用率)＝「量の見込み(人)」

(2号)「推計児童数(人)」×5年間(令和2年～5年)の利用率最大値＝「量の見込み(人)」

◆1号認定

(単位:人)

量の見込み及び確保方策			令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
1号	①量の見込み		253	239	240	236	242
	確保方策	特定教育 保育施設	310	310	310	310	310
		確認を受けない 幼稚園	81	81	81	81	81
		②合計	391	391	391	391	391
	③充足(②-①)		138	152	151	155	149

◆2号認定

(単位:人)

量の見込み及び確保方策			令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
2号	①量の見込み		374	352	353	349	356
	確保方策	特定教育 保育施設	374	352	353	349	356
		幼稚園及び 預かり保育	0	0	0	0	0
		②合計	374	352	353	349	356
	③充足(②-①)		0	0	0	0	0

(2) 0～2歳児（3号認定こども）

確保の方針

○町内にある認可保育所4か所、認定こども園4か所、小規模保育事業所1か所と、利用者の希望に基づく町外施設への入所や定員の弾力的運用で対応します。

○確保量の不足が生じた場合は、施設整備等による利用定員数の見直しを図りながら、充足を目指します。

〔量の見込みの算出方法〕＊各年齢で計算

「推計児童数(人)」×5年間（令和2年～5年）の利用率最大値＝「量の見込み(人)」

※0歳児のみ、ニーズ調査の設問により利用意向を加味して算出。

◆3号認定（0歳）

（単位：人）

量の見込み及び確保方策			令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	①量の見込み		84	84	83	82	81
	確保方策	特定教育 保育施設	78	78	77	76	75
		特定地域型保育	6	6	6	6	6
		②合計	84	84	83	82	81
	③充足（②-①）		0	0	0	0	0

◆3号認定（1歳）

（単位：人）

量の見込み及び確保方策			令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
1歳	①量の見込み		114	109	108	107	107
	確保方策	特定教育 保育施設	103	98	97	96	96
		特定地域型保育	6	6	6	6	6
		企業主導型保育施設 （地域枠）	5	5	5	5	5
		②合計	114	109	108	107	107
	③充足（②-①）		0	0	0	0	0

◆ 3号認定（2歳）

（単位：人）

量の見込み及び確保方策			令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
2歳	①量の見込み		100	114	109	109	108
	確保方策	特定教育 保育施設	116	116	116	116	116
		特定地域型保育	7	7	7	7	7
		企業主導型保育施設 （地域枠）	4	4	4	4	4
		②合計	127	127	127	127	127
	③充足（②-①）		27	13	18	18	19



4. 地域こども・子育て支援事業の推進

(1) 提供体制の内容

本町は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、以下の 20 事業を実施していきます。なお、「⑮子育て世帯訪問支援事業」以降の事業については、本計画からの新規事業です。

◆実施事業一覧

		実施か所数	令和5年度実績
①延長保育事業		9 か所	352 人
②放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)		9 か所	252 人
③子育て短期支援事業		2 か所 (近隣施設に委託)	11 人日
④地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)		2 か所	2,795 人回
一時預かり 事業	⑤保育所の一時的預かり	2 か所	2,298 人日
	⑥幼稚園の預かり保育	5 か所	8,155 人日
⑦病児・病後児保育事業		1 か所 (近隣自治体と連携)	60 人日
⑧子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		1 か所	3 人日
⑨利用者支援事業 (こども家庭センター)		1 か所	1 か所
⑩乳児家庭全戸訪問事業		—	201 人
⑪養育支援訪問事業		—	38 世帯
⑫妊婦健康診査事業		—	191 人 2,242 回
⑬実費徴収に係る補足給付事業		—	実施
⑭多様な主体が本制度に参入することを促進する ための事業		—	実施
⑮子育て世帯訪問支援事業		—	—
⑯児童育成支援拠点事業		—	—
⑰親子関係形成支援事業		—	—
⑱妊婦等包括相談支援事業		—	—
⑲乳児等通園支援事業		—	—
⑳産後ケア事業		—	—

(2) 量の見込みと確保方策

量の見込みにあたっては、第2期計画期間中の実績を参考に、年度ごとに量の見込みに対する確保数を設定しました。

①延長保育事業

保護者の就労やその他やむを得ない事情により、保育を利用できる時間帯を超えて保育が必要となる場合に、利用中の施設において保育を実施する事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

「推計児童数(人)」×4年間(令和2年～5年)の利用率最大値＝「量の見込み(人)」

確保の方針

○町内にあるすべての認可保育所(4か所)と認定こども園(4か所)、小規模保育事業所(1か所)で実施します。

◆延長保育事業

(単位:人)

量の見込み及び確保方策	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	341	334	331	328	330
確保方策	341	334	331	328	330



②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者の就労等による留守家庭の小学生を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

〔量の見込みの算出方法〕＊各学年で計算

「推計児童数(人)」×4年間（令和2年～5年）の利用率平均＝「量の見込み(人)」

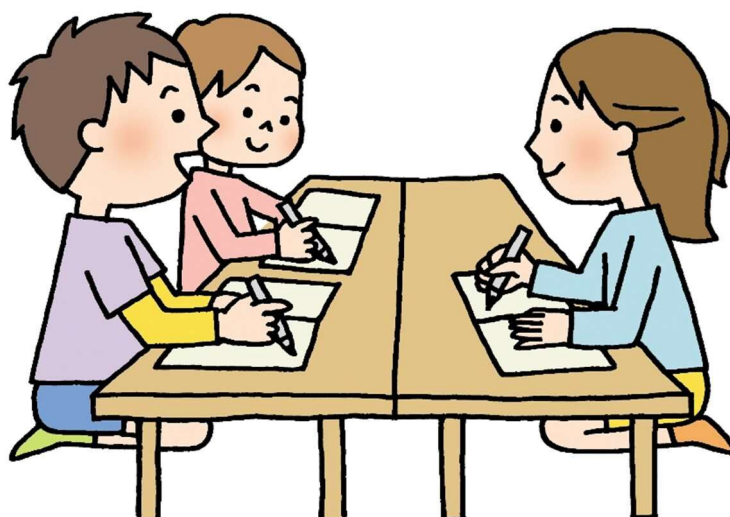
確保の方針

○町内にある児童クラブ9か所で実施します。

◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

（単位：人）

量の見込み及び確保方策		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	1年生	82	87	81	82	72
	2年生	69	64	68	63	64
	3年生	55	47	44	47	44
	4年生	24	28	24	22	24
	5年生	13	11	12	11	10
	6年生	2	2	2	2	2
	合計	245	239	231	227	216
確保方策		245	239	231	227	216



③子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等の事情で、こどもの養育が一時的に困難になった場合や、育児不安や育児疲れなどによる身体的、精神的な負担の軽減が必要な場合に、こどもを児童養護施設又は乳児院において一時的に預かる事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

- ・「推計児童数(人)」×4年間(令和2年～5年)の利用率平均＝「量の見込み(人日)」

確保の方針

○近隣自治体にある乳児院(0～1歳)、児童養護施設(2歳以上)への委託により実施します。(定員計3人/日)

◆子育て短期支援事業

(単位:人日)

量の見込み及び確保方策	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	15	15	14	14	14
確保方策	15	15	14	14	14

④地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報交換や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、助言、情報の提供等を行う事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

- ・「推計児童数(人)」×4年間(令和2年～5年)の利用率最大値＝「量の見込み(人回)」

確保の方針

○町内にある子育て支援センター2か所で実施します。

◆地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)

(単位:人回)

量の見込み及び確保方策	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	1,728	1,772	1,737	1,725	1,710
確保方策	1,728	1,772	1,737	1,725	1,710

⑤一時預かり事業（保育所の一時預かり）

保護者の疾病やリフレッシュなどの理由により、一時的に家庭での保育が難しくなった乳児または幼児を保育所等で一時的に預かる事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

- ・「推計児童数(人)」×4年間（令和2年～5年）の利用率最大値＝「量の見込み(人日)」

確保の方針

○町内にある認可保育所2か所、ファミリー・サポート・センター事業等で実施します。

◆一時預かり事業（保育所の一時預かり）

（単位：人日）

量の見込み及び確保方策		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み		2,592	2,668	2,625	2,603	2,581
確保 方策	保育所	2,585	2,661	2,618	2,596	2,574
	ファミリー・サポート・センター（就学前児童）	5	5	5	5	5
	トワイライトステイ	2	2	2	2	2

⑥一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

保護者の就労やその他やむを得ない事情により、教育時間の前後や夏休みなどの長期休暇期間に保育が必要となる場合に、在園児を幼稚園で一時的に預かる事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

- ・「推計児童数(人)」×4年間（令和2年～5年）の利用率平均＝「量の見込み(人日)」

確保の方針

○町内にある幼稚園（1か所）と認定こども園（4か所）で実施します。また、利用している町外施設で実施します。

◆一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

（単位：人日）

量の見込み及び確保方策		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み		6,645	6,267	6,267	6,186	6,321
確保 方策	一時預かり（幼稚園型Ⅰ）	4,645	4,267	4,267	4,186	4,321
	上記以外	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

⑦病児・病後児保育事業

こどもの病気、病気回復期において、保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な場合、医療機関に併設された施設で一時的に保育を行う事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

- ・「推計児童数(人)」×4年間(令和2年～5年)の利用率平均＝「量の見込み(人日)」

確保の方針

○中間市と遠賀郡4町で遠賀中間医師会が運営する病院に委託し、院内の病児・病後児保育室「ぞうさんルーム」で実施します。

◆病児・病後児保育事業

(単位:人日)

量の見込み及び確保方策	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	45	44	43	43	41
確保方策	45	44	43	43	41

⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

小学生がいる子育て家庭を対象に、育児の援助を受けたい人（お願い会員）と育児の援助を行いたい人（まかせて会員）が会員登録をし、こどもの一時的な預かりや移動支援等、さまざまな育児支援を行う相互援助活動事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

- ・利用実績が少ないため、年間10人日程度の利用を確保できるよう体制整備をする

確保の方針

○ファミリー・サポート・センター事業のまかせて会員で対応します。

◆子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

(単位:人日)

量の見込み及び確保方策	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	10	10	10	10	10
確保方策	10	10	10	10	10

⑨利用者支援事業（こども家庭センター）

「こども家庭総合支援拠点」及び「子育て世代包括支援センター」の機能を併せ持った「こども家庭センター」を設置し、保健師等の専門職が妊娠期から子育て期にわたる母子保健や虐待等も含めた育児に関する様々な相談に応じ、切れ目ない支援を行う事業です。

〔量の見込みの考え方〕

- ・ 役場担当窓口以外でも相談・支援体制を強化するため、町施設1か所に設定

確保の方針

○こども家庭センターで実施します。

◆利用者支援事業（こども家庭センター）

（単位：か所）

量の見込み及び確保方策	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

⑩乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師、助産師などの専門職が訪問し、乳児の発育や母親の健康状態の把握、子育てに関する情報提供や指導を行う事業です。

〔量の見込みの考え方〕

- ・ 推計人口の0歳児人口の数で設定

確保の方針

○町の保健師または委託の助産師により実施します。

◆乳児家庭全戸訪問事業

（単位：人）

量の見込み及び確保方策	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	191	190	188	187	185

⑪養育支援訪問事業

若年の妊婦、育児ストレス、産後うつ等により、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師や相談員などが訪問し、個々の家庭が抱える養育上の問題に対する解決、軽減を図る事業です。

〔量の見込みの考え方〕

「推計児童数(人)」×4年間(令和2年～5年)の利用率平均＝「量の見込み(人)」

確保の方針

○町の保健師、児童少年相談センター相談員等により実施します。

◆養育支援訪問事業

(単位：世帯)

量の見込み及び確保方策	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	39	39	38	37	36
確保方策	39	39	38	37	36



⑫妊婦健康診査事業

妊婦の母体の健康維持と胎児の健やかな発育を促すため、妊婦の健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施する事業です。

〔量の見込みの考え方〕

- ・令和２年度～令和５年までの実績をもとに算出

確保の方針

○指定の医療機関等で実施します。

◆妊婦健康診査事業

(単位:人)

量の見込み及び確保方策		令和７年	令和８年	令和９年	令和１０年	令和１１年
量の見込み	実人数	191	190	188	187	185
	延べ人数	2,262	2,250	2,227	2,215	2,191

⑬実費徴収に係る補足給付事業

新制度に移行していない幼稚園の利用者を対象に、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、施設に対して保護者が支払うべき給食副食費の提供に係る実費徴収額の一部を補助する事業です。

確保の方針

○新制度に移行していない幼稚園の利用者を対象に実施します。

◆実費徴収に係る補足給付事業

量の見込み及び確保方策	令和７年	令和８年	令和９年	令和１０年	令和１１年
確保方策	実施	実施	実施	実施	実施

⑭多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進します。

確保の方針

○必要に応じて、事業者との連携を行い実施します。

◆多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

量の見込み及び確保方策	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
確保方策	実施	実施	実施	実施	実施

⑮子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

〔量の見込みの考え方〕

- ・令和6年度利用実績見込みを基に算出

確保の方針

○委託の訪問支援員により実施します。

◆子育て世帯訪問支援事業

(単位:人日)

量の見込み及び確保方策	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	130	129	129	128	126
確保方策	130	129	129	128	126

⑯児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を行う事業です。

〔量の見込みの考え方〕

- ・国の手引きに従い、「推計児童数(人)」×想定利用率(0.1%)＝「量の見込み(人)」

確保の方針

○計画期間中の事業実施は想定せず、ニーズについては既存事業で対応し、計画期間中に事業の実施を検討します。

◆児童育成支援拠点事業

(単位：人)

量の見込み及び確保方策	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策					

⑰親子関係形成支援事業

子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、親子間の適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

〔量の見込みの考え方〕

- ・国の手引きに従い、「推計児童数(人)」×想定利用率(0.1%)＝「量の見込み(人)」

確保の方針

○計画期間中の事業実施は想定せず、ニーズについては既存事業で対応し、計画期間中に事業の実施を検討します。

◆親子関係形成支援事業

(単位：人)

量の見込み及び確保方策	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	4	4	4	4	4
確保方策					

⑱妊婦等包括相談支援事業

妊娠・出産・乳児期における伴走型の相談支援と、経済的支援を一体的に実施することで、様々なニーズに即した必要な支援につなぎ、妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境を整備する事業です。こども・子育て支援法・児童福祉法の改正により位置づけられた新たな事業であり、国の指針に従い、事業の実施体制の確保が求められます。

〔量の見込みの考え方〕

・国の手引きに従い、「推計妊婦数(人)」×最低利用回数(3回)＝「量の見込み(回)」

確保の方針

○すべての妊産婦を対象に実施します。

◆妊婦等包括相談支援事業

(単位：回)

量の見込み及び確保方策	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	573	570	564	561	555
確保方策	573	570	564	561	555



⑱乳児等通園支援事業

保育所などに通っていない0～2歳のこどもを対象として、月一定時間までの利用可能枠の中で、通園による遊びや生活の場を提供する事業です。令和5年度よりこども・子育て支援法改正により位置づけられた新たな事業であり、本町においては令和8年度より実施します。

〔量の見込みの考え方〕

国の手引きに従い、「推計児童数(人)」－「3号認定見込み量(人)×月上限利用時間(10時間)÷定員一人当たり受け入れ時間((8時間×22日=176時間))＝「量の見込み(人日)」

確保の方針

○令和8年度以降、各保育所・認定こども園で実施できるよう体制を整備します。

◆乳児等通園支援事業

(単位：人日)

量の見込み及び確保方針		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	量の見込み	—	6	6	6	6
	確保方針	—	6	6	6	6
1歳	量の見込み	—	5	5	5	5
	確保方針	—	5	5	5	5
2歳	量の見込み	—	5	5	5	5
	確保方針	—	5	5	5	5

⑳産後ケア事業

産後に育児支援を必要とする母子に対し、助産院や病院での宿泊や通所、家庭訪問によって助産師などから心身のケアや育児サポート等の支援を提供する事業です。

〔量の見込みの考え方〕

・令和6年度利用実績見込みを基に算出

確保の方針

○医療機関や委託の助産師により実施します。

◆産後ケア事業

(単位：人日)

量の見込み及び確保方針		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み		137	137	135	135	133
確保方針		137	137	135	135	133

（３）教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保について

現状・課題

核家族化の進行や就労形態の多様化等により、こどもを取り巻く環境は大きく変化しており、第１期計画策定時よりも就労している母親が多くなっています。

人口推計によると就学前児童数は減少すると予測されていますが、働きながら子育てをしている世帯の増加により、幼稚園での預かり保育や認可保育所における延長保育など、利用される保護者が多くなっています。

今後も、多様なニーズに応じた体制の確保が求められるため、今後も幼稚園や認可保育所の充実を図っていく必要があります。

方針

教育・保育の確保方策として、本計画期間においては、引き続き、幼稚園・認可保育所による認定こども園への移行を検討していきます。

また、幼稚園、認可保育所においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて相互の連携を強化しつつ、町全体として小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保していきます。



第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

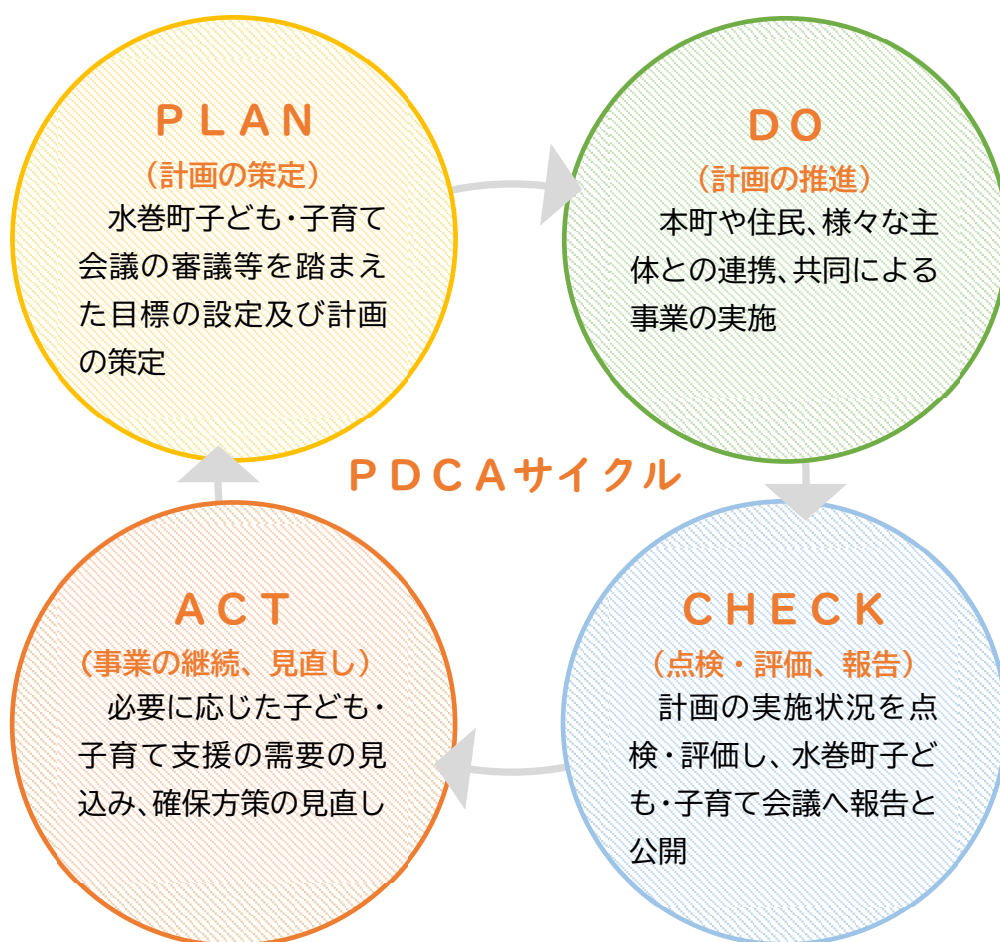
本計画の策定部署となる子育て支援課を中心に、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の庁内関係部署などをはじめとした、子どもや若者、子育て支援に関わるすべての関係機関・事業者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。

また、水巻町子ども・子育て会議を定期的を開催し、社会全体、地域ぐるみで「こどもまんなか社会」の実現に取り組みます。

2. 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、施策の実施状況等について各年度に点検を行います。また、水巻町子ども・子育て会議を通じて、住民や子ども・子育てに関わる関係者の意見も参考にしながら評価を行い、進捗状況の管理を行います。

なお、計画の定める量の見込みが大きく変動する場合には、必要に応じて計画内容の一部見直しを行います。



資料編

1. 水巻町子ども・子育て会議条例

○水巻町子ども・子育て会議条例

平成 16 年 6 月 25 日条例第 12 号

改正

平成18年 1 月25日条例第15号

平成18年 3 月31日条例第33号

平成24年 6 月29日条例第16号

平成25年 9 月30日条例第20号

平成27年12月24日条例第29号

平成30年 6 月25日条例第20号

令和 5 年 3 月22日条例第 8 号

令和 6 年 3 月26日条例第10号

(設置)

第1条 水巻町におけるこども施策（こども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第2条第2項に規定するこども施策をいう。以下同じ。）を推進するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項及び基本法第13条第3項の規定に基づき、水巻町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、町長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について調査協議する。

- (1) 支援法第72条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 水巻町こども計画（基本法第10条第2項及び支援法第61条の規定による計画。以下「こども計画」という。）の策定及びこども施策に基づく事業の進捗状況の管理及び評価に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、こども施策に関すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、次の各号に掲げる者の中から町長が委嘱又は任命する10人以内の委員で構成する。

- (1) 町内の事業主
 - (2) 子どもの保護者
 - (3) 保健医療・福祉関係者
 - (4) 教育関係者
 - (5) その他町長が必要と認めた者
- (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

2 会長は会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職を代理する。

(調査及び研究業務の委託)

第6条 子育て会議は、こども計画に必要な専門的事項の調査及び研究を外部の有識者又は団体に委託することができる。

(意見の聴取)

第7条 子育て会議はその所掌事務に関し必要があると認めたときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(会議)

第8条 子育て会議は必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(答申)

第9条 会長は、こども計画の案を策定したときは、速やかに町長に答申しなければならない。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第11条 委員の報酬及び費用弁償は、水巻町特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第9号）の規定に定めるところにより支給する。

(庶務)

第12条 子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年1月25日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、同日以降初めての委員改選時から適用する。

附 則（平成18年3月31日条例第33号）
この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日条例第16号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年9月30日条例第20号）
この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成27年12月24日条例第29号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

（水巻町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正）

- 2 水巻町特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「次世代育成支援対策地域協議会」を「子ども・子育て会議」に改める。

附 則（平成30年6月25日条例第20号）
この条例は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第8号）
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日条例第10号）
（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に策定された水巻町子ども・子育て支援事業計画の評価は、水巻町子ども・子育て会議が行う。

2. 水巻町子ども・子育て会議委員名簿

選出区分	氏 名	選出先
町内の事業主	副委員長 坂田 宗一郎	水巻町商工会
子どもの保護者	林 佑華	保護者（公募）
保健医療・福祉関係者	日高 水貴	水巻第一保育所
	大村 まりこ	健康課
	委員長 梅田 紀子	主任児童委員
	野中 多恵子	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所
教育関係者	白旗 奈保美	水巻幼稚園・水巻中央幼稚園
	上田 茂雅	水巻中学校
	高祖 睦	学校教育課
その他町長が認めたもの	萬徳 紀之	九州女子大学

※敬称略

3. 策定経過

年 月 日	内 容
令和6年 5月9日	令和6年度第1回水巻町子ども・子育て会議 ・水巻町こども計画策定にかかる諮問書の交付 ・水巻町子ども・子育て会議について ・水巻町こども計画策定について ・水巻町こども計画策定スケジュールについて（案） ・水巻町こども計画ニーズ調査票案について
令和6年 6月19日～7月3日	各種アンケート調査の実施
令和6年 7月19日～8月19日	こども・若者の意見ヒアリングの実施
令和6年 8月2日～8月20日	団体ヒアリングの実施
令和6年 10月23日	令和6年度第2回水巻町子ども・子育て会議 ・水巻町こども計画骨子案について
令和7年 1月17日	令和6年度第3回水巻町子ども・子育て会議 ・水巻町こども計画素案の検討について ・今後のスケジュールについて
令和7年 1月27日～2月14日	パブリックコメントの実施
令和7年 2月26日	令和6年度 第4回 水巻町子ども・子育て会議 ・パブリックコメントの結果報告について ・計画原案の確定
令和7年 3月19日	町長答申

4. 用語解説

用 語	解 説
ICT 教育	今までアナログで行っていた教育のデジタル化のことを指し、電子黒板やパソコン、タブレットなどの導入や、インターネットなどを活用した学習のことを指す。
キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。
教育・保育施設	「認定こども園法」に規定する認定こども園、「学校教育法」に規定する幼稚園、及び児童福祉法に規定する保育所のこと。
グローバル教育	グローバル化の進む世界の中で、異なる文化背景や言語を持つ人々と、協働しながら適応していく力を養っていくために行う教育のこと。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき適切な対応を図ることができる人。
コーホート変化率法	あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法のこと。
子育て世代包括支援センター	主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目のない支援を提供するワンストップ拠点のこと。
こどもクラブ	小学校の長期休み（夏休み・冬休み・春休み）の期間中、子どもたちが友達や大人との遊びやふれあいを通して、居場所づくり・思い出づくりを行う事業のこと。
児童虐待	身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育の放棄・拒否・保護の怠慢）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

用 語	解 説
指導主事	教育委員会に置かれる専門的職員のこと。学校の教育課程や学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導を行う。
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる就学前の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行う事業のこと。 児童発達支援には、児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」がある。
児童養護施設	災害や事故、親の離婚や病気、また不適切な養育等により、家族による養育が困難な子どもを養護する施設のこと。
就業率	15 歳以上の人口に占める就業者の割合。総務省統計局が毎月行っている「労働力調査」において、完全失業率とともに公表されている。
出生率	一定期間の出生数の人口に対する割合。人口 1,000 人あたりの年間出生児数の割合のこと。
小規模保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業のこと。
食育	平成 17 年 7 月に施行された食育基本法に基づいた取り組みで、同法では「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」また「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけられている。
スクールカウンセラー	学校などにおいて子どもたちの悩みの相談などに対応する心理カウンセラーのこと。児童・生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における児童・生徒の心のケアなど行う。
スクールソーシャルワーカー	スクールソーシャルワーカーとは、問題を抱える児童・生徒を取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関等との連携・調整を行ったりする人のこと。主に社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を有する人が学校と連携して担うことが多い。

用 語	解 説
青少年問題協議会	青少年の指導育成保護及び矯正に関する総合的施策について、必要な事項の調査審議を行うこと及び関係行政機関相互の連絡調整を図っている。
性的マイノリティ	同性愛者やトランスジェンダーなど、「性自認が身体の性と一致」し、「性的指向が自分の身体の性と異なる」以外の性のあり方をしている人の総称。セクシュアルマイノリティとも呼ばれる。
総合計画	将来における町のあるべき姿と進むべき方向についてのまちづくりの基本的な指針となる計画のこと。現在、第5次水巻町総合計画（水巻未来図鑑）は、2018～2027年度の期間において、これからの発展的なまちづくりについて町の方針を定めている。
待機児童	保護者が保育所等に入所申請し、入所要件に該当しているにもかかわらず入所できず、入所待ちしている（待機）状態の児童のこと。
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、ともに責任を担うことを意味する。
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業のこと。
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設のこと。（施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は特定教育・保育施設には含まれない。）
乳児院	家庭で適切な保護が受けられない乳児を入所させて養育する施設のこと。
パブリックコメント	市町村の基本的な施策などを策定する過程において、事前にその案を公表し、住民だれもが意見を述べることができる機会を設け、それに対する市町村の考え方を公表していく一連の手続きのこと。
放課後こども教室	地域の多様な方々の協力を得て、放課後に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施する事業。

用 語	解 説
放課後等デイサービス	障がいのある学齢期の子どもに対して、学校の授業終了後や夏休み等の学校休業日に、生活能力向上のための訓練等を行う事業のこと。
民生委員・児童委員	地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤特別職の地方公務員に該当すると解されている。民生委員・児童委員の任期は3年間。児童委員は、児童福祉法第16条により各市町村に置かれ、民生委員が児童委員を兼務している。民生委員は、福祉に関する社会調査、相談、情報提供、連絡通報、調整、生活支援、意見具申を行い、児童委員は、児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助を行う。
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っているこどものこと。
要保護児童	児童福祉法第6条において定められる、「保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」及び「保護者のない児童」のこと。（被虐待児童・非行児童・孤児等）
要保護児童対策地域協議会 （いきいきこどもネット）	虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等への適切な支援を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う協議会のこと。
ライフステージ	人間が生まれてから死ぬまでの期間を象徴的な出来事で区分けしたもので、乳幼児期・児童期・青年期・壮年期・老年期等、一定の期間ごとに区分するパターンと、出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、退職、老後など、象徴的な出来事ごとに区分けするパターンがある。
療育	障がい児や発達に課題のある子どもが、社会的自立生活に向けて、身体面・精神面等の機能を高めるべく、かつ社会的自立生活に向けて、医療的配慮のもとで育成されること。
ワークショップ	ある課題についてアイデアを出し合い、意思決定をする会議の方法。合意形成のために使われる手法で、様々なアイデアや意見の交換を通じて、参加者全員で判断をしながら進める住民参加型の会議の方法。
ワーク・ライフ・バランス	働くすべての方々が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

水巻町こども計画

令和7年3月

発行：水巻町 子育て支援課

〒807-8501

福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号

TEL：（代表）093-201-4321（内線）132

FAX：093-201-4423

E-mail：kosodate@town.mizumaki.lg.jp

